

官報

号外 昭和三十六年三月二十三日

第三十八回 衆議院會議録 第十八号

昭和三十六年三月二十三日(木曜日)

議事日程 第十四号

昭和三十六年三月二十三日

午後一時開議

第一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

第二 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 港湾整備特別会計法案(内閣提出)

第五 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めの件

○本日の會議に付した案件
東北開発審議会委員の選挙
日程第二 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第三 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 港湾整備特別会計法案(内閣提出)

揮発油税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

物品税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めの件

開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

午後二時五十九分開議

○議長(清瀬一郎君) これより會議を開きます。

東北開発審議会委員の選挙

○議長(清瀬一郎君) 東北開発審議会委員が一名欠員となっておりますので、この際、同委員の選挙を行います。

○田邊國男君 東北開発審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、東北開発審議会委員に柳谷清三郎君を指名いたします。(拍手)

○田邊國男君 日程第一はあと回しにされんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

めまします。よって、日程第一はあと回しといたします。

日程第二 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第二、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題といたします。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十六年二月十五日
内閣総理大臣 池田 勇人

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律

中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「百人」を「二百人」に、「三十人」を「五十人」に改める。

第十四条中「(その者に係る掛金納付月数が二十四月以上の者に限る。)」を削る。

第六十一条第一号中「六十月以上」を「三十六月以上」に改める。
別表第一中二四月から五九月までの部分を次のように改める。

二四月	四、八〇〇円	二、四〇〇円
二五月	五、〇〇〇円	二、五〇〇円
二六月	五、二〇〇円	二、六〇〇円
二七月	五、四〇〇円	二、七〇〇円
二八月	五、六〇〇円	二、八〇〇円
二九月	五、八〇〇円	二、九〇〇円
三〇月	六、〇〇〇円	三、〇〇〇円
三一月	六、二〇〇円	三、一〇〇円
三二月	六、四〇〇円	三、二〇〇円
三三月	六、六〇〇円	三、三〇〇円
三四月	六、八〇〇円	三、四〇〇円
三五月	七、〇〇〇円	三、五〇〇円

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に中小企業者が共同して実施している従業員のための退職金積立の事業(以下

三六月	七、五八〇円	三、六〇〇円
三七月	七、七九〇円	三、七〇〇円
三八月	八、〇〇〇円	三、八〇〇円
三九月	八、二一〇円	三、九〇〇円
四〇月	八、四二〇円	四、〇〇〇円
四一月	八、六三〇円	四、一〇〇円
四二月	八、八四〇円	四、二〇〇円
四三月	九、一七〇円	四、三六〇円
四四月	九、五〇〇円	四、五二〇円
四五月	九、八四〇円	四、六八〇円
四六月	一〇、一八〇円	四、八四〇円
四七月	一〇、五二〇円	五、〇〇〇円
四八月	一〇、八六〇円	五、一六〇円
四九月	一一、二〇〇円	五、三二〇円
五〇月	一一、五四〇円	五、四八〇円
五一月	一一、八六〇円	五、六四〇円
五二月	一二、一八〇円	五、七九〇円
五三月	一二、五〇〇円	五、九四〇円
五四月	一二、八二〇円	六、〇九〇円
五五月	一三、一四〇円	六、二四〇円
五六月	一三、四六〇円	六、三九〇円
五七月	一三、七八〇円	六、五四〇円
五八月	一四、一〇〇円	六、六九〇円
五九月	一四、三〇〇円	六、七九〇円

附則

3 労働大臣は、前項の規定により積立事業の認定の基準に関する労働省令を定めようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣と協議しなければならない。

「積立事業」といふので労働省令で定める基準に適合すると労働大臣が認定するものに参加している中小企業者が、この法律の施行後一年以内に、当該従業員を被共済者として退職金共済契約を締結し、当該従業員について当該積立事業に積み立てられている金額の範囲内で、別表の上欄に定める金額に当該退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額を百円で除した数に乗じて得た金額を中小企業退職金共済事業団に納付したときは、その下欄に定める月数を掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、通算すべき月数は、当該従業員について中小企業者が積立事業に参加していた期間の月数(その期間の月数が七十二月をこえるときは、七十二月)をこえることができない。

金額	月数
一〇〇円	一月
二〇〇円	二月
三〇〇円	三月
四〇〇円	四月
五〇〇円	五月
六〇〇円	六月
七〇〇円	七月

八二〇円	八月
九二〇円	九月
一、〇二〇円	一〇月
一、一三〇円	十一月
一、二四〇円	十二月
一、三四〇円	一三月
一、四五〇円	一四月
一、五五〇円	一五月
一、六六〇円	一六月
一、七七〇円	一七月
一、八八〇円	一八月
一、九九〇円	一九月
二、一〇〇円	二〇月
二、二一〇円	二一月
二、三二〇円	二二月
二、四三〇円	二三月
二、五五〇円	二四月
二、六六〇円	二五月
二、七七〇円	二六月
二、八九〇円	二七月
三、〇〇〇円	二八月
三、一一〇円	二九月
三、二二〇円	三〇月
三、三三〇円	三一月
三、四四〇円	三二月
三、五五〇円	三三月

三、七〇〇円	三四月
三、八二〇円	三五月
三、九四〇円	三六月
四、〇六〇円	三七月
四、一八〇円	三八月
四、三〇〇円	三九月
四、四二〇円	四〇月
四、五五〇円	四一月
四、六七〇円	四二月
四、七九〇円	四三月
四、九二〇円	四四月
五、〇四〇円	四五月
五、一七〇円	四六月
五、三〇〇円	四七月
五、四二〇円	四八月
五、五五〇円	四九月
五、六八〇円	五〇月
五、八一〇円	五一月
五、九四〇円	五二月
六、〇七〇円	五三月
六、二〇〇円	五四月
六、三三〇円	五五月
六、四六〇円	五六月
六、六〇〇円	五七月
六、七三〇円	五八月
六、八六〇円	五九月

七、〇〇〇円	六〇月
七、一四〇円	六一月
七、二七〇円	六二月
七、四一〇円	六三月
七、五五〇円	六四月
七、六九〇円	六五月
七、八二〇円	六六月
七、九六〇円	六七月
八、一〇〇円	六八月
八、二五〇円	六九月
八、三九〇円	七〇月
八、五三〇円	七一月
八、六七〇円	七二月

理由
中小企業退職金共済制度について、適用事業主の範囲の拡大、給付の改善等の合理化を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長山本猛夫君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔山本猛夫君登壇〕

○山本猛夫君 たいだいま議題となりました中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果の大

要を御報告申し上げます。

中小企業退職金共済制度は、中小企業の従業員福祉の増進と中小企業の振興に資するため、昭和三十四年十一月に発足して以来、中小企業労働福祉対策の重要な柱として普及発展を見てきたのでありますが、中小企業の実情に照らし、このたび適用事業主の範囲の拡大、給付の改善等の合理化を行ない、その一そのの普及発展をはかるうとするものであります。

次に、本改正法案のおもなる点を申し上げますれば、

第一は、適用事業者の範囲について、製造業等においては、現行の常用従業員数、百人から二百人へ、商業サービス業等においては、現行の三十人を五十人をこえない事業主にまで拡大することであり、

第二は、退職金等の給付額について、掛金納付月数二年から掛金相当額を給付することとし、また、掛金納付月数三年から五割の国庫補助を行なうこととして、その給付内容を改善することであり、

なお、転職の場合における掛金納付月数の通算の条件を緩和するほか、現に実施されている共同退職金積立事業について、本制度に参加する際の所要の引き継ぎ措置を講ずることとしたし、おこなうのであります。

本案は、去る二月十五日日本委員会に付託せられ、昨二十二日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、

本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 起立総員。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第三 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第三、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十六年二月二十二日 内閣総理大臣 池田 勇人

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「又は国立大学の学部」を「若しくは国立大学の学部又は国立短期大学」に改める。

第三条の表大阪大学の項中「工学部」を「工学部 基礎工学部」に改める。

第三条の三第一項の表中 北見工業短期大学 北海道

北見工業短期大学 北海道

宇都宮工業短期大学 栃木県

長岡工業短期大学 新潟県

宇部工業短期大学 山口県

に改め、同条第二項の表中名古屋工業大学短期大学及び九州工業大学短期大学の項を削る。

第四條第一項の表中 広島大学 物理学の基礎理論 物理学の基礎理論に関する総合研究

広島大学 物理学の基礎理論に関する総合研究 物理学の基礎理論に関する総合研究

京都大学 基礎物理学 素粒子論その他の基礎物理学に関する研究

名古屋大学 プラズマ研究所 素粒子論その他の基礎物理学に関する研究

京都大学 基礎物理学研究所 素粒子論その他の基礎物理学に関する研究

第十二条中「又は国立大学の学部」を「若しくは国立大学の学部又は国立短期大学」に改め、「当該国立大学」の下に「又は当該国立短期大学」を加える。

附則 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由 昭和三十六年度における国立大学の学部の新設、国立短期大学の新設

及び廃止並びに国立大学附置の研究施設の新設について規定するとともに、国立短期大学に附属して国立学校を設置することができることとする旨の規定を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員長濱野清吉君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔濱野清吉君登壇〕

昭和三十六年三月二十三日 衆議院会議録第十八号 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案 国立学校設置法の一部を改正する法律案

○濱野清吾君 ただいま議題となりまし
した国立学校設置法の一部を改正する
法律案につきまして、文教委員会にお
ける審査の経過及び結果を御報告申し
上げます。

まず、本案の内容を簡単に申し上げ
ます。

第一に、大阪大学に基礎工学部を設
置すること。

第二に、宇都宮工業短期大学、長岡
工業短期大学及び宇部工業短期大学を
設置すること。

第三に、広島大学に原爆放射能医学
研究所を、名古屋大学に共同利用のプ
ラズマ研究所を設置すること。

第四に、名古屋工業大学短期大学部
及び九州工業大学短期大学部を廃止す
ることでありまして、これは、それぞ
れ、名古屋工業大学及び九州工業大学
の夜間の学部への移行の完了に伴うも
のであります。

最後に、国立短期大学にも付属の学
校を設置することができる旨の規定を
設けること等でありまして、以上の諸
点は本年四月一日から施行することに
なっております。

さて、本案は、二月二十二日当委員
会に付託となり、二月二十四日政府よ
り提案理由の説明を聴取いたしましたし
た。

委員会における質疑のおもなるもの
としては、大学卒業程度の科学技術者
の養成計画、国立短期大学に付属学校

を設置することができる規定を設ける
理由、及び、当該付属学校の性格、さら
に、これと政府の別に計画しているとい
われる五年制の一貫教育との関係、
また、原爆放射能医学研究所及びブラ
ズマ研究所の設立目的とその内容、私
立大学における優秀な研究所に対する
援助等、各般にわたるきわめて熱心な
論議がなされましたが、その詳細は速
記録により御承知願いたいと思いま
す。

かくて、三月二十二日、本案に対す
る質疑を終了、討論に入りましたこと
ろ、日本社会党を代表して山中委員よ
り、若干の希望を付して本案に賛成、
自由民主党を代表して竹下委員より賛
成、民主社会党を代表して受田委員よ
り、条件付賛成の意見が陳述せられま
した。

次いで、採決の結果、全会一致をもつ
て原案の通り可決すべきものと決定い
たしました。

右、御報告いたします。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしま
す。

本案は委員長報告の通り決するに御
異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よって、本案は委員長報告の
通り可決いたしました。

日程第四 港湾整備特別会計法案
(内閣提出)
揮発油税法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

地方道路税法の一部を改正する法
律案(内閣提出)

物品税法等の一部を改正する法律
案(内閣提出)

郵便貯金特別会計法の一部を改正
する法律案(内閣提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動
議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第四ととも
に、内閣提出、揮発油税法の一部を改
正する法律案、地方道路税法の一部を
改正する法律案、物品税法等の一部を
改正する法律案、郵便貯金特別会計法
の一部を改正する法律案を追加して五
案を一括議題となし、委員長の報告を
求め、その審議を進められんことを望
みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動
議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よって、日程は追加せられま
した。

日程第四、港湾整備特別会計法案、
揮発油税法の一部を改正する法律案、
地方道路税法の一部を改正する法律
案、物品税法等の一部を改正する法律
案、郵便貯金特別会計法の一部を改正

する法律案、右五案を一括して議題と
いたします。

港湾整備特別会計法案
右
国会に提出する。

昭和三十六年二月八日
内閣総理大臣 池田 勇人

港湾整備特別会計法
(設置)

第一条 港湾整備緊急措置法(昭和
三十六年法律第 号)第三条に
規定する港湾整備五箇年計画の実
施に伴い、港湾整備事業(同法第
二条に規定する港湾整備事業をい
ふ。以下同じ)で国が施行するも
のに関する政府の経理を明確にする
ため、特別会計を設置し、一般
会計と区分して経理する。

2 この会計においては、前項に定
めるもののほか、次の事項に関す
る経理を行なうものとする。

一 直接港湾整備事業(港湾整備
事業で国が施行するもののうち
次号に規定する特定港湾施設工
事等以外のものをいう。以下同
じ)に密接な関連のある工事そ
の他港湾の整備のため特に必要
のある工事で運輸大臣が委託に
基づき施行するもの(以下「港湾
整備関係受託工事」という。)

二 特定港湾施設工事等(特定港
湾施設整備特別措置法(昭和三十
四年法律第六十七号)第二条
に規定する特定港湾施設工事及
び当該工事に関連して施行する

港湾整備事業で政令で定めるも
のをいう。以下同じ)に密接な
関連のある工事で運輸大臣が委
託に基づき施行するもの(以下
「特定港湾施設関係受託工事」
という。)

三 一般会計所属港湾関係工事
(港湾法(昭和二十五年法律第二
百十八号)第二条第五項に規定す
る港湾施設の災害復旧に関する
工事、港湾整備緊急措置法第二
条第一号に規定する政令で定め
る事業の工事及び海岸法(昭和
三十一年法律第一号)第二条
第一項に規定する海岸保全施設
の新設、改良又は災害復旧に関
する工事で運輸大臣が施行する
もの並びにこれらの工事に密接
な関連のある工事で運輸大臣が
委託に基づき施行するものをい
う。以下同じ)の管理

四 港湾整備事業で港湾管理者が
施行するものに係る負担金又は
補助金の交付

(管理)
第二条 この会計は、運輸大臣が、
法令で定めるところに従い、管理
する。

(勘定区分)
第三条 この会計は、港湾整備勘定
及び特定港湾施設工事勘定に区分
する。

(港湾整備勘定の歳入及び歳出)
第四条 港湾整備勘定においては、
次に掲げる収入及び附属雑収入を
もつてその歳入とする。

一 第七条第一項の規定による一
般会計からの繰入金及び第八条

第一項の規定による特定港湾施設工事勸定からの繰入金

二 港湾法第五十二条第二項において準用する同法第四十二条第一項本文若しくは第二項、同法第五十二条第三項又は北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三条第二項において準用する同法第二条第一項の規定による負担金で、直轄港湾整備事業に係るもの

三 港湾整備関係受託工事に係る納付金
二 港湾整備勸定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。
一 直轄港湾整備事業及び港湾整備関係受託工事に関する費用(国が北海道で行なうこれらの事業又は工事に関する職員の手給等に要する費用その他の事務費を除く。)

二 一般会計所属港湾関係工事、特定港湾施設工事等及び特定港湾施設関係受託工事に関する事務費(国が北海道で行なうこれらの工事に関する事務費を除く。)
三 港湾整備事業で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金
四 第九条の規定による一般会計への繰入金
(特定港湾施設工事勸定の歳入及び歳出)

第五条 特定港湾施設工事勸定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。

一 第七條第二項の規定による一般会計からの繰入金
二 港湾法第五十二条第二項において準用する同法第四十二条第一項本文若しくは第二項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一項、特定港湾施設整備特別措置法第四条又は企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)第八条第四項後段の規定による負担金で、特定港湾施設工事等に係るもの

三 特定港湾施設関係受託工事に係る納付金
二 特定港湾施設工事勸定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。
一 特定港湾施設工事等及び特定港湾施設関係受託工事に関する費用(これらの工事に関する事務費を除く。)

二 第八條第一項の規定による港湾整備勸定への繰入金
三 第九條の規定による一般会計への繰入金
(特定港湾施設工事勸定の歳入及び歳出等の整理)
第六條 特定港湾施設工事勸定においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を工事別その他の政令で定める区分(以下「工事別等の区分」といふ。)に従つて整理しななければならない。

(一般会計からの繰入れ)
第七條 直轄港湾整備事業に関する費用で国庫が負担するもの、一般会計所属港湾関係工事に関する事務費並びに港湾整備事業で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金の額に相当する金額は、毎会計年度、一般会計から港湾整備勸定に繰り入れるものとする。

二 特定港湾施設工事等に関する費用で国庫が負担するものの額に相当する金額は、毎会計年度、一般会計から工事別等の区分に従つて、特定港湾施設工事勸定に繰り入れるものとする。
三 前二項の規定による繰入れは、国が北海道において行なう事業又は工事に関する事務費の額その他政令で定める額に相当する金額を除き、予算の範囲内において政令で定めるところにより行なうものとする。
(特定港湾施設工事勸定からの港湾整備勸定への繰入れ)
第八條 特定港湾施設工事等及び特定港湾施設関係受託工事に関する事務費の額に相当する金額は、毎会計年度、工事別等の区分に従つて、特定港湾施設工事勸定から港湾整備勸定に繰り入れるものとする。

二 前条第三項の規定は、前項の規定による繰入れについて準用する。
(一般会計への繰入れ)
第九條 港湾整備関係受託工事及び特定港湾施設関係受託工事に係る納付金のうち、当該工事について一

般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納した年度内において、港湾整備関係受託工事に係るものにあつては港湾整備勸定から、特定港湾施設関係受託工事に係るものにあつては、工事別等の区分に従つて、特定港湾施設工事勸定から、それぞれ一般会計に繰り入れるものとする。

第十條 運輸大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書、繰越明許書要求書及び国庫債務負担行為要求書(以下「歳入歳出予定計算書等」といふ。)を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。
二 前項の歳入歳出予定計算書等には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 前前年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表
二 国庫債務負担行為で翌年度以後にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以後の支出予定額並びに敷会計年度にわたる事業又は工事に伴ふものについてはその全体の計画及びその進行状況等に関する調査書
三 前項各号の書類のうち特定港湾施設工事勸定に係るものは、工事別等の区分に従つて作成するものとする。ただし、当該年度の事業

計画表については、この限りでない。
(歳入歳出予算の区分)
第十一條 この会計の歳入歳出予算は、港湾整備勸定及び特定港湾施設工事勸定に区分し、各勸定において、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。
(国庫債務負担行為の区分)
第十二條 この会計の国庫債務負担行為は、港湾整備勸定及び特定港湾施設工事勸定の区分に従い、更に特定港湾施設工事勸定にあつては工事別に、その必要の理由を明らかにし、かつ、これをする年度及び債務負担の限度額を明らかにし、また、必要に応じ、これに基づいて支出をすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。
(予算の作成及び提出)
第十三條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

二 前項の予算には、第十条第一項に規定する歳入歳出予定計算書等及び同条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定を準用する。
(特定港湾施設工事勸定の予算の執行)
第十四條 特定港湾施設工事勸定の予算で、その項又は目が工事別等

昭和三十六年三月二十三日 衆議院会議録第十八号 港湾整備特別会計法案外四案

三三七

の区分によつていないものの配賦は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第二項の規定によるほか、工事別等の区分により行なうものとする。

2 特定港湾施設工事勘定の工事別等の区分に応ずる収入金は、当該区分に応ずる費用の財源に充てるものとする。この場合において、その収入金のうち当該費用の財源に充てることがない剰余を生じたときにおける当該剰余の処理については必要な事項は、政令で定める。

3 特定港湾施設工事勘定において、工事別等の区分による歳出予算の金額を支出するには、当該区分による歳入の収納済額をこえてはならない。

(予備費の使用)

第十五条 港湾整備勘定の予備費は、当該年度の予見し難い必要に基づく経費の財源に充てるための特別の収入その他政令で定める収入の収納済額に相当する額を限度として、使用することができる。

2 特定港湾施設工事勘定の予備費は、当該年度の予見し難い必要に基づく経費の財源に充てるための特別の収入その他政令で定める収入の収納済額で工事別等の区分によるものに相当する額を限度として、工事別等の区分に従つて使用することができる。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第十六条 運輸大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分によるほか、特定港湾施設工

事勘定にあつては工事別等の区分に従つて、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該年度の事業実績表

二 債務に関する計算書

3 第十条第三項本文の規定は、前項の書類について準用する。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十七条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(剰余金の繰入れ)

第十八条 港湾整備勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 特定港湾施設工事勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これを工事別等の区分により翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(余剰金の預託)

第十九条 港湾整備勘定において、支払上現金に余剰があるときは、資金運用部に預託することができる。

2 特定港湾施設工事勘定において、工事別等の区分に応ずる支払

上現金に余剰があるときは、当該区分に従つて、資金運用部に預託することができる。

(実施規定)

第二十条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 特定港湾施設工事特別会計法(昭和三十四年法律第六十八号)は、廃止する。

3 特定港湾施設工事特別会計の昭和三十五年年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

4 昭和三十五年年度以前の年度の一般会計の直轄港湾整備事業の施行又は一般会計所属港湾関係工事の管理に関する予算(昭和三十六年度に繰り越したものを含む)に係る一般会計所属の資産及び負債は、政令で定めるところにより、この会計の港湾整備勘定又は特定港湾施設工事勘定に帰属する。

5 特定港湾施設工事特別会計の廃止の際同会計に属する資産及び負債は、政令で定めるところにより、この会計の港湾整備勘定又は特定港湾施設工事勘定に帰属する。

6 前項の規定によりこの会計の港湾整備勘定又は特定港湾施設工事勘定に帰属した地方債証券(港湾法に基づき港務局の発行する債券を含む。以下同じ。)の償還金及び利子は、それぞれその帰属した勘定の歳入とし、同項の規定によりこれらの勘定に帰属した旧特定

港湾施設工事特別会計の借入金金の償還及び利子は、それぞれその帰属した勘定の歳出とする。

7 前項に規定する地方債証券の償還金及び利子は、同項に規定する借入金金の償還金及び利子の財源に充てるものとし、その財源に充てな剰余があるときは、その剰余の額は、直轄港湾整備事業又は特定港湾施設工事等に関する費用のうち国庫が負担するものの財源に充てなければならない。

8 第六項に規定する借入金金の償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

9 第六項に規定する借入金金の償還金及び利子の額に相当する金額は、特定港湾施設工事等に係るものにあつては工事別等の区分に従つて特定港湾施設工事勘定から、その他の工事に係るものにあつては港湾整備勘定から、それぞれ国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

10 特定港湾施設工事特別会計の昭和三十五年年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により翌年度に繰り越して使用することができるものがあるときは、その使用は、特定港湾施設工事等に係るものにあつては特定港湾施設工事勘定において、その他の工事に係るものにあつては港湾整備勘定において行なうものとする。

11 第十条第二項又は第十三条第二項の規定によりこの会計の歳入歳

出予算計算書等又は予算に添附すべき前年度の事業実績表及び前年度の事業計画表は、昭和三十六年度分(前前年度の事業実績表については、昭和三十七年度分を含む)に限り、これらの規定にかかわらず、その添附を要しないものとする。

12 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第三号の二中「特定港湾施設工事特別会計」を「港湾整備特別会計」に改める。

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「特定港湾施設工事特別会計」を「港湾整備特別会計」に改める。

14 特定港湾施設整備特別措置法の一部を次のように改正する。

第四条第四項を削る。

理由

港湾整備緊急措置法に基づく港湾整備五箇年計画の実施に伴い、特定港湾施設工事その他直轄港湾整備事業の施行及び港湾整備事業に係る国庫の負担金の交付等に関する政府の経理を一般会計と区分して明確にするため、特別会計を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

揮発油税法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。
昭和三十六年二月十三日
内閣総理大臣 池田 勇人

揮発油税法の一部を改正する法律
揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。
第九条中「一万九千二百円」を「二万二千円」に改める。

附則

- この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。
- この法律の施行前に課した、又は課すべきであった揮発油税については、なお従前の例による。
- 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により揮発油税の免除を受けてこの法律の施行前に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油について、この法律の施行後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合において追徴すべき揮発油税の税率は、改正後の揮発油税法第九条に規定する税率とする。

免除の規定	追徴の規定
揮発油税法第十四条第一項	同法第十四条第六項又は第二十八條第二項
揮発油税法第十五条第一項	同法第十五条第四項又は第二十八條第二項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第五条第一項	同法第五条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項	同法第七条第三項
租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十条第一項	同法第九十条第二項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)第十条第二項又は第十一条第三項(これら	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)第十条第二項又は第十一条第三項(これら

一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三条第一項において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)第四条において準用する場合を含む。)

の規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三条第二項において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)第二条第一項

4 この法律の施行の際揮発油の製造場及び保税地域以外の場所から揮発油(揮発油税法第十六条に規定する燈油に該当する揮発油を除く)を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上の場所所持する場合に於ては、その合計数量)が五キロリットル以上であるときは、当該揮発油については、その者が当該販売業者であるときはこれを揮発油の製造者とし、この法律の施行の日当該揮発油を揮発油の製造場から移出したものとみなして、一キロリットルにつき二

千九百円の揮発油税を課する。
5 前項の場合においては、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある揮発油に係る同項の規定による揮発油税額が、同一人につき、五万八千円以下るときは、昭和三十六年四月三十日限り、五万八千円をこえるときは、次の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。
昭和三十六年四月及び五月税額十一万六千円をこえるとき
同年四月から六月まで

税額二十三万二千円をこえるとき
同年四月から七月まで
税額二十九万円をこえるとき
同年四月から八月まで

6 附則第四項に規定する者は、その所持する同項の規定に該当する揮発油の貯蔵場所及び貯蔵場所ごとの数量を記載した申告書を、この法律の施行後二十日以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。
7 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる揮発油税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由
今次の税制改正の一環として、最近における揮発油の消費の状況及び道路整備財源の確保の必要性にかえり、揮発油税の税率を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方道路税法の一部を改正する法律案
右国会に提出する。
昭和三十六年二月十三日
内閣総理大臣 池田 勇人

地方道路税法の一部を改正する法律
地方道路税法(昭和三十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。
第四条中「三千五百円」を「四千円」に改める。

昭和三十六年三月二十三日 衆議院會議録第十八号 港灣整備特別会計法案外四案

第七條第二項及び第九條第二項中「二百二十七分の三十五」を「二百六十一分の四十」に、「二百二十七分の百九十二」を「二百六十一分の二百二十一」に改める。

第十條第一項中「二百二十七分の三十五」を「二百六十一分の四十」に改め、同條第二項中「二百二十七分の百九十二」を「二百六十一分の二百二十一」に改める。

第十一條第一項、第十二條第四項及び第十三條第一項中「二百二十七分の三十五」を「二百六十一分の四十」に、「二百二十七分の百九十二」を「二百六十一分の二百二十一」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた地方道路税については、なお従前の例による。

3 揮発油税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第 号)附則第三項の規定の適用を受ける揮発油に係る地方道路税の税率は、改正後の地方道路税法第四条に規定する税率とする。

4 揮発油税法の一部を改正する法律附則第四項の規定の適用を受ける揮発油には、当該揮発油に係る揮発油税額の二十九分の五に相当する税額の地方道路税を課し、当該地方道路税の税額を、同項に規定する揮発油の製造者又は販売業者から、同法附則第五項に規定する区分により徴収される揮発油税額にあわせて徴収する。

5 前項の規定による地方道路税については、改正後の地方道路税法第七條第二項及び第十條から第十三條まで中「二百六十一分の四十」とあるのは「三十四分の五」と、「二百六十一分の二百二十一」とあるのは「三十四分の二十九」として、これらの規定を適用する。

6 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる地方道路税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

今次の税制改正の一環として、最近における揮発油の消費の状況及び道路整備のための地方財源確保の必要性にかえり、地方道路税の税率を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

物品税法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。
昭和三十六年二月二十四日
内閣総理大臣 池田 勇人

物品税法等の一部を改正する法律

（物品税法の一部改正）

第一条 物品税法（昭和十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二種第一号中「四千立方糎」を「三千立方糎」に改め、同種第三十七号中「輪距二百五十四糎以下其ノ他ノモノニ在リテハ輪距二百五十四糎以下」を「輪距二百七十糎以下ニシテ幅百七十糎以下ノモノ其ノ他ノモノニ在リテハ輪距二百七十糎以下幅百七十糎以下」に、「千五百立方糎」を「二千立方糎」に改める。

（物品税法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 物品税法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第五百五十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項及び附則第七項中「昭和三十六年三月三十一日」を

「昭和三十七年三月三十一日」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

3 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けてこの法律の施行前に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた改正前の物品税法第一条第一項第二種第九号に掲げる自動車のうち、輪距が三百五センチメートル以下で、気筒容積が三千立方センチメートルをこえ四千立方センチメートル以下のものについて、この法律の施行後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合において追徴すべき物品税の税率は、その価格の百分の五十とする。

免除の規定	追徴の規定
物品税法第十一条第一項	同法第十一条第三項
物品税法第十二条第一項	同法第十二条第二項
物品税法第十三条第一項	同法第十三条第二項若しくは第四項又は第十三条ノ二第三項若しくは第十八条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五条第一項	同法第五条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第一項	同法第七條第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び

区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百一十一号）第九条第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）	区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百一十一号）第九条第一項又は第九條第三項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三條第二項において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百一十二号）第七條（日本国における国際連合	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百一十二号）第七條（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実

の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所
得税法等の臨時特例に関する法律第四条に
おいて準用する場合を含む。)

施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法
律第四条において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛
援助協定第六条

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛
援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例
に関する法律(昭和二十九年法律第百十
二号)第二条第一項

4 前項の表の上欄に掲げる法律又は
条約の規定により物品税の免除
を受けてこの法律の施行前に製造
場から移出され、又は保税地域か
ら引き取られた改正前の物品税法
第一条第一項第二種第九号に掲げ
る自動車のうち、輪距が二百七十
センチメートル以下、幅が百七十
センチメートル以下で、気筒容積が
二千立方センチメートル以下のもの
(電気を動力源とするもの及び四
輪駆動式のものにあつては、輪距が
二百七十センチメートル以下で、
幅が百七十センチメートル以下の
もの)については、この法律の施行後
に同表の下欄に掲げる法律の規定
に該当することとなつた場合にお
いて追徴すべき物品税の税率は、
その価格の百分の三十とする。

千立方センチメートルをこえ四
千立方センチメートル以下のもの
の その価格の百分の二十
二 改正後の物品税法第一条第一
項第二種第九号に掲げる自動車
のうち、輪距が二百五十四セン
チメートル以下、気筒容積が千
五百立方センチメートル以下
で、幅が百七十センチメートル
をこえるもの(電気を動力源と
するもの及び四輪駆動式のもの
にあつては、輪距が二百五十四
センチメートル以下で、幅が百
七十センチメートルをこえるも
の) その価格の百分の十五

6 前項の場合においては、税務署
長は、その所轄区域内に所在する
蔵置場所にある自動車に係る同項
の規定による物品税額が、同一人
につき、十万円以下のときは、昭
和三十六年五月三十一日限り、十
万円をこえるときは、次の区分に
よりその税額を各月に等分して、
その月の末日限り、これを徴収す
る。

税額十万円をこえるとき
昭和三十六年五月及び六月
税額二十万円をこえるとき
同年五月から七月まで
税額四十万円をこえるとき
同年五月から八月まで
税額六十万円をこえるとき
同年五月から九月まで

7 附則第五項に規定する者は、そ
の所持する同項各号に掲げる自動
車の蔵置場所並びに蔵置場所ごと
にその規格並びに規格別の数量及
び価格を記載した申告書を、この
法律の施行後二十日以内に、その
蔵置場所の所在地の所轄税務署長
に提出しなければならない。

8 附則第五項の規定は、同項各号
に掲げる自動車が改正後の物品税
法第一条第一項の規定に基づく命
令で定められた物品に該当する場
合に限り、適用する。

9 この法律の施行前にした行為及
びこの附則の規定により従前の例
によることとされる物品税に係る
この法律の施行後にした行為に対
する罰則の適用については、なお
従前の例による。

理由

今次の税制改正の一環として、最
近における乗用自動車及び映画用天
然色写真フィルムの生産及び取引の
状況等にかえりみ、乗用自動車の中
の一部のものについて税率を改める
とともに、映画用天然色写真フィル
ムに対する軽減税率の適用期間をさ
らに一年間延長する必要がある。こ
れが、この法律案を提出する理由で
ある。

郵便貯金特別会計法の一部を改正
する法律案
右
国会に提出する。
昭和三十六年二月二十八日
内閣総理大臣 池田 勇人

郵便貯金特別会計法の一部を改
正する法律
郵便貯金特別会計法(昭和二十六
年法律第百三十三号)の一部を次のよう
に改正する。
第五十条中「第十四条第二項但書」を
「第十二条の二第一項又は第十四条
第二項ただし書」に、「第十四条第一
項」を「第十二条の二第一項又は第十
四条第二項ただし書の規定による借
入金の償還金及び利子、同条第一
項」に改め、「同条第二項但書の規
定による借入金の償還金及び利子」
を削る。

第十二条の次に次の一条を加え
る。
(借入金)
第十二条の二 この会計において、
郵便貯金の事業に要する経費の財
源に充てるため必要があるときは
は、この会計の負担において借入
金をすることができる。

2 前項の規定による借入金の限度
額については、予算をもつて国会
の議決を経なければならない。
第十四条の見出しを(一時借入金

等)に改め、同条第一項中「一時借
入金をする」を「一時借入金をし、又
は国庫余裕金を繰替使用する」に改
め、同条第二項中「一時借入金の下
に」及び「繰替金」を加え、「当該年度
において」を「当該年度の歳入をもつ
て」に改める。
第十五条中「前条第一項及び第二
項但書の規定による一時借入金及
び借入金」を「第十二条の二第一項又
は前条第二項ただし書の規定による
借入金及び同条第一項の規定による
一時借入金」に改める。

第十六条中「第十四条第一項の規
定による一時借入金の利子並びに同
条第二項但書の規定による借入金の
償還金及び」を「第十二条の二第一項
又は第十四条第二項ただし書の規定
による借入金の償還金及び利子並び
に同条第一項の規定による一時借入
金の」に改める。
附則中第二項及び第三項を削り、
第四項以下を二項ずつ繰り上げ
る。

附則
1 この法律は、公布の日から施行
する。
2 資金運用部特別会計法(昭和二
十六年法律第百一十号)の一部を次
のように改正する。
附則中第六項及び第七項を削
り、第八項を第六項とする。
改正後の郵便貯金特別会計法及

5 この法律の施行の際製造場及び
保税地域以外の場所での各号に
掲げる自動車所持する自動車の
製造者又は販売業者がある場合に
は、当該自動車については、その
者が製造者としてこれをこの法律
の施行の日に製造場から移出した
ものとみなして、それぞれ当該各
号に掲げる税率により算出した金
額の物品税を課する。
一 改正後の物品税法第一条第一
項第二種第一号に掲げる自動車
のうち、輪距が三百五センチ
メートル以下で、気筒容積が三

昭和三十六年三月二十三日 衆議院會議録第十八号 港灣整備特別会計法案外四案

び資金運用部特別会計法の規定は、昭和三十六年度の予算から適用し、昭和三十五年度以前の年度の予算については、なお従前の例による。

理由

郵便貯金特別会計に対する一般会計又は資金運用部特別会計からの繰入れに関する暫定的措置を廃止するとともに、既にこれらの会計から郵便貯金特別会計に繰り入れた金額の返済義務を免除し、あわせて同会計に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長足立篤郎君。

【報告書は會議録追録に掲載】

【足立篤郎君登壇】

○足立篤郎君 たいま議題となりました五法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、港灣整備特別会計法案について申し上げます。

御承知の通り、政府におきましては、港灣整備事業の促進をはかるため、昭和三十六年度を初年度とする港灣整備五カ年計画を策定し、これが実

施を強力に推進することとし、別途国会に港灣整備緊急措置法案を提出いたしておりますが、これに伴いまして、右の港灣整備事業に関する取入支出並びにその事業の成果を明らかにするため、新たに港灣整備特別会計を設置しようというのが、この法律案の趣旨であります。

以下、その内容について簡単に御説明申し上げます。

この会計におきましては、国が施行する港灣整備事業に関する経理を行なうことを主たる目的としており、あわせて、これに関連のある受託工事の施行、並びに港灣管理者の行なり港灣整備事業に対する国の負担金または補助金の交付等に関する経理を行なうことといたしております。

次に、この会計は運輸大臣が管理することとし、港灣整備勘定及び特定港灣施設工事勘定という二つの勘定に区分経理することといたしておりますのであります。

なお、この法律案におきましては、この会計の予算及び決算に関して必要な事項を定めますとともに、従来の特定港灣施設工事特別会計法はこれを廃止することといたしております。

本案につきましては、審議の結果、昨二十二日質疑を終了し、採決を行ないたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決となりました。

次に、揮発油税法の一部を改正する

法律案について申し上げます。

本案は、道路整備計画に対する所要財源確保の必要性に顧み、揮発油税の増収をはかるため改正をしようとするものであります。

すなわち、揮発油税の税率を、一キロリットルにつき、現行の一万九千二百円から二千九百円引き上げて二万二千円とするものとしております。なお、税率引上げに伴いまして、昭和三十六年四月一日現在に製造場及び保税地域以外の場所、合計五キロリットル以上の揮発油を所持する製造者または販売業者に対し、手持品課税を行うこととしております。この改正により、初年度約百五十四億円の増収を見込んでおります。

次に、地方道路税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、揮発油税の税率引き上げと同様、道路整備のための地方財源確保の必要性に顧み、税率を一キロリットルにつき現行の三千五百円から五百円引き上げて四千円とするものと、地方道路税及び揮発油税の配分率等を改正しようとするものであります。

この改正により、初年度約二十六億円の増収を見込んでおります。

以上二法律案について審議の結果、本日質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、日本社会党を代表して武藤委員より、反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決いたしましたところ、

いずれも起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

次に、物品税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案による改正の第一点は、小型乗用自動車の範囲の拡張であります。すなわち、現行では、輪距が二百五十四センチメートル以下で、かつ、気筒容積が千五百立方センチメートル以下の乗用車については、これを小型自動車として一五%の税率を適用しておりましたが、最近他の法令で小型自動車の範囲が拡張されたこと等に顧み、物品税において、この範囲について、輪距を二百七十センチメートル以下、気筒容積を二千立方センチメートル以下まで引き上げるとともに、新たに、幅についても、百七十センチメートル以下という制限を設けようとするものであります。

次に、第二点は、高級乗用自動車の範囲の改正であります。現在、気筒容積が四千立方センチメートルをこえるものにつきましては、これを高級車として五〇%の税率により課税しておりますが、最近の高級車は、その性能が向上してきたことなどを考慮いたしまして、気筒容積三千立方センチメートルをこえるものにつきましては、これを高級車として高級乗用自動車の範囲に含めることに改めようとするものであります。

次に、映画用カラー・フィルムにつきましては、本年三月末日まで、基本

税率の三〇%を暫定的に一〇%に軽減する措置が講ぜられておりますが、この軽減措置をさらに一年間延長しようとするものであります。

本案は、審議の結果、各派共同提案による修正案が提出されました。

その修正案の内容について申し上げますと、昨年末の外貨割当によって輸入される観光及び報道用の自動車のうち、大部分が本月末までに引き取られることとなっておりますところ、一部のものが海難等の事情によって四月及び五月に輸入される予定になっておりますので、このような事情等を考慮いたしまして、税率の引き上げについての負担の激変緩和をはかるため、その施行の期日を六月一日に延期しようとするものであります。

この修正案につきましては、国会法第五十七条の三の規定により、内閣に対して意見を求めましたところ、政府においては異なる旨の意見が開陳せられました。

次いで、修正案並びに修正部分を除く原案について、それぞれ採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決いたしました。

なお、本案に対しましては、全会一致をもって附帯決議を付すべきものと決しました。

附帯決議の内容は、次の通りであります。すなわち、

間接税減税の一環として、物品税の減税を断行することとし、右改正に際しては、課税物件及び課税標準等に関し租税法主義を貫徹し、法体系を整備すべきである。

なお、これに対して、政府側より、十分その趣旨を尊重して検討する旨の意見の開陳がなされました。

最後に、郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知の通り、郵便貯金特別会計は、郵便貯金事業の健全な経営をはかるとともに、その経理を明確にするため、昭和二十六年に設置されたものであります。

巨額の赤字を生ずることとなり、臨時措置として、当分の間、この会計の歳入が不足するときは、その不足を補てんするため、一般会計から繰入金をする事ができるとし、また、二十九年からは、別途、資金運用部からも同様の繰入金をする事ができるとなされたのであります。

従いまして、従来から、この会計の赤字処理の問題は重要課題とされてきたところであります。今回、別途、今国会に提出いたされた資金運用部資金法の一部を改正する法律案によりまして、郵便貯金の長期預託金については特別の利子が付されることとなり、これらの措置等によりまして、郵

便貯金特別会計においてもその経理内容の改善がはかられることとなり、この際、右の一般会計及び資金運用部特別会計からの赤字繰り入れ措置を廃止するとともに、あわせて、過去の赤字繰入金約四百九十三億円につきましては、今後の郵便貯金事業の経営の健全性の維持に資するため、これが一般会計への返済義務を免除することとしようというのが、本改正案の内容であります。

本案につきましては、審議の結果、本二十三日質疑を終了し、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕
物品税法等の一部を改正する法律案に対する修正案
物品税法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、改正後の物品税法(以下「新法」という。)第一条第一項の規定中次の各号に掲げる物品に係る部分は、同年六月一日から適用する。
一 第二種第一号に掲げる物品のうち、改正前の物品税法(以下「旧法」という。)第一条第一項第二種第九号に掲げる物品に該当するもの

二 第二種第九号に掲げる物品のうち、旧法第一条第一項第二種第三十七号に掲げる物品に該当するもの
附則第二項中「物品税の下に」及び前項各号に掲げる物品で昭和三十一年四月一日から同年五月三十一日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものに対する物品税を加える。
附則第三項中「この法律の施行前」を「昭和三十六年六月一日前」に、「改正前の物品税法」を「旧法」に、「この法律の施行後」を「同日以後」に改める。
附則第四項中「改正前の物品税法」を「旧法」に改める。
附則第五項中「この法律の施行の際を」昭和三十六年六月一日に、「この法律の施行の日」を「同日」に、「改正後の物品税法」を「新法」に改める。
附則第六項中「五月三十一日」を「六月三十日」に、「五月及び六月」を「六月及び七月」に、「五月から七月」を「六月から八月」に、「五月から九月」を「六月から十月」に改める。
附則第七項中「この法律の施行後二十日以内を」昭和三十六年六月二十日までに改める。
附則第八項中「改正後の物品税法」を「新法」に改める。

○議長(清瀬一郎君) ただいま議題となっております五案のうちで、揮発油税法の一部を改正する法律案及び地方道路税法の一部を改正する法律案の両案については、討論の通告がございませぬから、これを許します。広瀬秀吉君。

〔広瀬秀吉君登壇〕
○広瀬秀吉君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま議題となりました五法案のうち、揮発油税法の一部を改正する法律案に對しまして、反対討論を行ないたいと存じます。(拍手)

政府が今回行なわんとする法改正は、新道路整備五カ年計画に要する二兆一十億円の財源を充てるために、現行揮発油税に對しまして、一キロリットル当たり二千九百円、地方道路税に對して同じく五百円、合計三千四百円の増税を行なおうとするものであります。

私は、これに對し、次の諸点を指摘いたしましたして、この不当な法改正に反對をいたすものであります。(拍手)

まず、第一に、今回政府が行なわんとする揮発油税、地方道路税に對する一キロリットル当たり三千四百円、総額で百八十億円に上る増税は、完全に政府並びに自民党の公約違反であることと指摘いたさなければなりません。

〔拍手〕われわれ國民は、政府が一十億円以上の減税を公約したことは、はっきり記憶いたしております。しかしながら、かつて増税を行なうということを開いたことではないのであります。油田總理は、本国会における施政方針演説の中で、政治の姿勢を正すと述べられました。その根本は、うそをつかない政治を行なうことではないかと思はれます。しかるに、その舌の根のかわらないうちに、うそをつかないはずの總理がうそをついたことなるのであります。まことに遺憾のきわみと申さなければなりません。(拍手)かくして、一十億以上の減税公約は、いつの間にか実現わずかに六百二十一億円の減税と、しりつばみをいたして参り、一方において、三十五年度の税の自然増収は四千一百億をこえ、國民は、減税を喜ぶどころか、自然増収という名の徴税攻勢におそれおのりしているのではありません。そればかりではありません。本日も論議になっております國鉄運賃の値上げによつて、四百八十六億の増収にひとしい問題が出て参ります。その他、各種の値上げが多いのであります。今回の揮発油税の百八十億増税は、まさに、國民の減税期待を踏みにじつた、不当、不公正の措置といわねばならないのであります。

第二に、今次増税の前提をなす新道路整備五カ年計画ないし十カ年計画は、わが國産業經濟の構造、産業の地域分布、人口分布などの総合的視野の

もとに、さらには、計画に見合う建設業界の能力、動員可能な労働力、必要資材の供給力、土地取得の可能性等を勘案した綿密周到な科学的、合理的なものでなくてはならず、圧力団体の予算ぶんどりの要素が目立つのであって、はたして実行可能な計画であるかどうか、まことに疑わしいのであります。かかる不安定、無定見な道路整備計画をもとにいたしまして、きわめて大幅なガソリン税の増税による財源を投入しようとするのであります。この面からも、国民大衆と納税者の納得を得られるものではないと見做さる。

ちなみに、昭和三十三年度を初年度とする一兆円規模の五カ年計画は、その進捗状況において、今日までの三カ年でようやく五〇％程度にすぎないのであります。一兆円の規模ですら予定を完遂できなかったのに、二倍以上の二兆一千億をどうして遂行できるか、疑いなきを得ないのであります。結局、工事は進まず、国民の血税だけが乱費される結果に陥ることを心からおそれるのであります。(拍手)

第三に、今回の揮発油税は、租税の原則をあまりにも無視したものである点を指摘しなければなりません。すなわち、租税は、担税力に見合うものであること、公平であること、この原則が要求されるのであります。今回の増税は、このいずれをも踏みにじっておるのであります。

ガソリン税増徴の近年の推移を見ますと、この十年間にちょうど二倍になり、今次引き上げが行なわれるとすれば二・四倍になるものであります。池田内閣は、まさに、所得増進どころか、もはや運賃値上げ、郵便料金値上げ、電気料金値上げ等、物価増進内閣となり下がろうといたしておられます。今回のガソリン税値上げを通じて、今や、さらに税金増進内閣にならんといたしておるのであります。(拍手)政府は、国民所得に対するガソリン税負担率は、今回の一五％引き上げを見込んで、諸外国とおおむね同様であり、決して高くない、と強弁をいたしておられます。しかしながら、これは国民所得の水準を無視した数字の魔術であります。今日、ガソリン税の販売価格中に占める割合は、現行でも五・一％であります。消費税中、たばこに対する税金に次いで二番目の高税率であること、この際申し上げなければなりません。

また、国民一人当たり所得に対するキロリットル当たりのガソリン税額は、日本では、国民所得一人当たり九万円に対して二万二千七百円、米國では、七十五万円に対して一万四千四百円、英國では三十五万円に対して一万三千三百円、フランスでは、三十一万円に対して五万二千六百五十円、西ドイツでは、約二十六万円に対して二万

五百円、イタリアでは、十四万六千円の所得に対して六万三千七百五十円でありまして、これを日本の国民一人当たりの所得に調整をいたしまして比較をいたしますと、日本の現行ガソリン税二万二千七百円に対し、米國はわずかに千七百四十円、英國は三千四百五十円、フランスは一万五千六百七十円、西ドイツは七千二百三十円、イタリアは三千九百六十円でございます。イタリアを除く諸國のいずれに比較いたしましても、きわめて高額であるのであります。言いかえれば、欧米諸國の場合には、その高いガソリン価格に示されるように、ガソリンの購買力においても、課税の負担力においても、日本にまさっているのであります。それとの単純比較を出しましてこの増税を理由づけようとするのは、まさにナンセンスであります。

さらに、より一そう問題なのは、日本では、ガソリン税を負担するものが、今日の情勢、特に重油高のガソリン安という石油価格体系を調整する必要があるといわれる石油業界が、その増税を吸収することは困難であって、従って、その大部分は自動車所有者が負担することとなるのであります。そうだとすれば、担税力のある自家用乗用車を持つ者は全自動車数のわずかに一・一％、そのガソリン消費量も一四％にすぎない、そういうわが國の現状では、運送業者を初め、砂利屋さんで

あるとか、魚屋さん、八百屋さん、薪炭屋さんなどの中小企業者、あるいは農林漁業者などの所有する三輪車であるとか、中小型トラック、オートバイ、これらの数はまさに全自動車数の八六％になるのであります。それらの所有者がガソリン消費量の六〇％以上を占めておるのでありますから、今次増税は、この担税力のない人たちが大部分これを負担することとなり、耐えがたい重税として大きな負担となることは明らかであります。しかも、これら中小企業、農林漁業者の大部分は、税制改正による一般減税に浴することの少ない人々であります。このことを考え合わせるならば、ガソリン税の増税は、まさに中小企業、農民の血と汗の取奪であり、このガソリン税をもつてすべての人が利益を受ける道路整備の主要財源とすることは、ガソリン税総額の六〇％以上を負担する中小企業者や農民の犠牲において日本の道路が整備されるということの意味するものであります。われわれが、道路整備に対する財源は、ガソリン税にその大部分を求めないのでなくて、一般財源の投入割合を大幅にふやし、ガソリン税引き上げを取りやめることを要求するゆえんも、ここにあるのであります。

かくのごとくして、今や、中小企業は、ガソリン税を燃やすのではなくして、ガソリン税を燃やして毎日営業しておる、このような怨嗟の声がまた

に広がりがつのであるのであります。さらに問題なのは、ガソリン税は道路整備の目的税だといわれておられますけれども、農民がたんぼの中あるいは畑の中で使用するトラクターや動力耕転機その他の動力農機具、こういうものに使用するガソリンにまで一律平等にかかるとき高税率のガソリン税が増徴されることは、断じて納得し得ないところでありまして、(拍手)さらに、農業の近代化、機械化、このよう

なことを促進しようとする政府の施策とも全く逆行し、その大きな障害条件となるのであります。このガソリン税増税は、まことに弱い者いじめの重税であるといわなければならないのであります。

かつて、昭和三十四年度ガソリン税増徴案が出された際、自民党の衆参両院有志議員百五十四名は、連名をもって、揮発油、軽油引取税増徴に対する大蔵省内示は、道路整備に関する財源を他に求むる考慮を払わずして、過酷に過ぎ、業界負担能力の限度を越えるものと認められる、よって、政府の善処を要望する旨の決議を行なって、関係各大臣、衆議院議長等に要望書を提出したのであります。このことを私は今思い起こすのであります。正しく、冷静に、そうして、責任を持って事の

本質を見きわめようとする者は、すべて、かくのごとく、ガソリン税の増徴はすでに昭和三十四年度の増税の際に

おいて限度に達したと断定し、その不当、不公平を戒めたのであります。かかるに、国民と関係業者のごぞつての反対を押し切つて、今回一五%ないし二〇%の値上げを行なうことは断じて認め得ないばかりではなく、税の負担原則を踏みこむる非民主的暴挙といわなければならぬのであります。

第四に、今次増税が、相次ぐ公共料金引き上げ、物価値上げムードの中で強行された点を指摘し、このことがバス、トラック、ハイヤー、タクシー等の運賃引き上げを誘発いたしました。物価の値上げの引き金となるであろうことを、真剣に警告せざるを得ないのであります。(拍手)政府は、増税分は経済成長に見合う企業の伸びによって吸収され、運賃値上げに影響なし、と言っているけれども、今日まで、ガソリン税の大幅引き上げにもかかわらず、運賃を上げずに、企業努力と運輸労働者の労働強化、低賃金、副利厚生を切り下げなどにしわ寄せしながら切り抜けて参つた関係業界は、今度こそ運賃値上げの絶好のチャンスだとして、今や、強力なかまをもち、運賃値上げの運動を猛然と開始しようとしてゐるのであります。すでに、バス業者の団体である日乗協の伊能会長は、ガソリン税値上げと引きかえに運賃値上げを政府自民党が暗黙のうちには認めてゐるのだという事を理事会に報告をいたしまして、今や、あげて、

七%ないし八%の運賃値上げ要求を一齐に出そうとしておる情勢にありま。このことは政府自民党の底意を物語るものであります。また、昨日の大蔵委員会における運輸大臣の答弁は、さらにこのことを明らかにいたしておるのであります。値上げムードが静まった時期を見て値上げをいたすというところが、はっきり語られておるのであります。国鉄の運賃値上げに引き続き、その他の運輸機関の運賃値上げは案外に早く認めざるを得ないことになるであらうということをおそれるものであります。かりに、当面は値上げのストップを強制的に行ないましても、運輸労働者の過酷な労働条件の改善は喫緊の必要事でありま。過当競争と、長時間、低賃金労働によるトラックや砂利トラック、ダンプカーの相次ぐ事故の発生を防ぐことも、まさに放置し得ない社会的重大問題である以上、ガソリン税の増税の犠牲を押しつけておきながら、このような運輸労働者、運輸業界等の最低限の要求を押えることは至難のことだと存するのであります。しかも、揮発油、軽油を使用する自動車による物資輸送量というものは全輸送量の七四%に達するのであります。従つて、これに対するガソリン税、軽油引取税一五%、二〇%の大幅な増税は、石油やガソリンのメーカー、販売業者段階での吸収が今日不可能に近い状態であつて、お

そらく、増税分は、ガソリン販売価格の引き上げ、運賃値上げ、商品への転嫁が行なわれることは必然であります。かくして、今次増税が及ぼす影響は、国鉄運賃引き上げにまさる物価値上げへの影響が推定されるのであります。物価値上げへの影響をおそれ、口先だけの物価値上げストップ措置にもかかわらず、次々と物価は値上がりしつゝ、国民消費者大衆の生活を圧迫してゐることは、厳然たる事実であります。(拍手)つい最近において某新聞社が行なつた世論調査は、池田内閣の支持が五一%から三八%に下がつたことを発表いたしました。しかも、その原因は、公約を裏切つて次々に公共料金、物価の値上げを行なつたことに對する、国民の生活に根ざす反響であるのであります。政府の真剣な反省と、今次増税案の撤回を求むるゆえんであります。

大産業の受益率は、はるかに多いのであります。しかも、長き将来にわたる、貴重な国家的資産として残るものであるから、現在の国民の負担ばかりでなく、将来の国民にもその負担を公平に分配する必要があると思ひます。従つて、道路整備の主要財源を直接的受益者や特定産業のみが負担するガソリン税に求めるあり方から、全産業的國家全体の事業として、一般財源を大幅に増額するのなければ、税負担の公平と受益の公平は期せられないのであります。さらに、道路は後代の国民にとつて大きな資産であることにかんがみまして、この際、ガソリン税の伸びを償還財源とする道路公債の発行にも新財源を求めるべきであります。これらに財源を求めるとともに、今日、大法人、大企業に集中的に片寄つた減税利益を与へるところの租税特別措置法を大幅に整理縮小することによつても、ガソリン税を増税せずして道路整備の財源を充実することは可能なのであります。

第五に、新道路整備が、五カ年計画で二兆一千億という超大型のマンモス化した今日、財源の九割以上を揮発油税、軽油引取税に依存することは、さきに申し上げましたごとく、中小企業がその六割以上を負担することから見ても、担税力はすでに限界に達し、納得することはできないのであります。道路がよくなることによる受益者は、これら中小企業に属する自動車所有者ばかりではありません。国民すべてが受益者なのであつて、特に、大企業、

特定産業のみに課する不公平なものであること、特に、農産物ガソリンに対する増税は、まさに筋違いであること、物価値上げ、運賃値上げの大きな原因となること、道路整備の財源充実は一一般財源の投入、道路公債発行、租税特別措置整理等を断行して求めるべきこと、何よりも国民の期待を裏切つた公約違反の増税である点を指摘した次第であります。

以上、私は、ガソリン税増税案に対する幾つかの欠陥を指摘し、反対理由を申し述べ参りました。これを要するに、今回のガソリン税増税は、関係企業、なかんずく、中小企業者の担税力の限界を越える不当なものであること、国民経済、全産業のすべてに利益をもたらす道路整備の主財源としてのガソリン税は、現在の自動車所有者、

今からでもおそくありません。政府は、よろしく、国民の希求するところに従つて、すみやかにガソリン税の増税を取りやめ、公約は必ず守るといふ政治道義の最低線だけは池田内閣も守つたという実績を示して、国民の政治不信を一掃されることを強く要望いたしまして、代表討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は終局いたしました。よつて、これより採決に入ります。ただいま議題となつております諸案のうち、まず、日程第四、すなわち、港灣整備特別会計法案と、物品税法等の一部を改正する法律案の二案を一括して採決いたします。日程第四の委員長の報告は可決でございます。物品税法等の一部を改正する法律案の委員長の報告は修正でございます。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

昭和三十六年三月二十三日 衆議院會議録第十八号 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告の通り決しました。

次に、揮発油税法の一部を改正する法律案と地方道路税法の一部を改正する法律案の二案を一括して採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告の通り決しました。

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告の通り決しました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和三十六年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求め

日本放送協会昭和三十六年度収支予算、事業計画及び資金計画

昭和三十六年度収支予算

第一条 昭和三十六年度収支予算の収入および支出を別表収支予算書のとおり定める。

第二条 本予算中事業収入において予定する受信料の月額は、ラジオにおいては八五円、テレビジョンにおいては三〇〇円とする。

第三条 本予算は、この予算の各項に定められた目的以外にこれを使用することができない。

第四条 本予算の各項に定められた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、彼此流用することができる。ただし、給付については、他の項と彼此流用することができない。

第五条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第五条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第六条 予備金は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備金を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第七条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部または全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金金の返還、または設備の改善に充てることことができる。

2 前項に定めるもののほか、職員

の能率向上による企業経営の改善によつて、収入が予算額に比し増加し、または経費を予定より節減したときは、その増加額または節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることことができる。

第八条 前年度の決算において収支剰余金があつた場合は、これを本年度の前期繰越収支剰余金に計上し、経営委員会の議決を経て、借入金の返還または設備の改善に充てることことができる。

第九条 前年度の決算において収支欠損金を生じた場合は、本予算中事業支出を差し繰り補てんしなければならぬ。

第十条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかえることができる。

第十一条 国際放送ならびに選挙放

送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送ならびに選挙放送に關係ある経費の支出に充てることことができる。

第十二条 業務に關係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究に關係ある経費の支出に充てることことができる。

昭和三十六年度収支予算書

款		項		予算額(単位千円)
前期繰越収支剰余金(収)	資本収入	放送債券	四、五、六八五、〇六〇	
	長期借入金	一、三六〇、〇〇〇		
資本支出	放送債券	一、三六〇、〇〇〇		
	長期借入金	一、三六〇、〇〇〇		
事業収入	受信料	三、七、一一九、二六〇		
	交付金収入	三、六、七九一、四二〇		
事業支出	雑費	一、〇三、四三〇		
	雑費	二、二四、四一〇		
予備金	雑費	四、五、六八五、〇六〇		
	雑費	一、七〇〇、七八〇		
後期繰越収支剰余金	雑費	九、三、八九、〇〇〇		
	雑費	一、三〇一、八二〇		
予備金	雑費	一、〇〇九、九六〇		
	雑費	三、三、六三三、二八〇		
予備金	雑費	八、七、二七、三一九		
	雑費	一、九〇六、八六六		
予備金	雑費	三、九、九三三		
	雑費	三、〇、七〇、〇一八		
予備金	雑費	三、八、〇七、五七一		
	雑費	八、五、四、四七七		
予備金	雑費	三、〇、八〇、〇〇〇		
	雑費	一、七、九一、〇九八		
予備金	雑費	三、五〇、〇〇〇		
	雑費	三、五〇、〇〇〇		

昭和三十六年度事業計画

一 計画概説
昭和三十六年度における日本放送協会の事業運営については、昭和三十三年度を起点とする放送事業五カ年計画の達成を期し、放送の全国普及と国民の要望するすぐれた放送の実施を通じ、国民生活の向上充実に資する。

(一) ラジオにおいては、全国あまねく受信できるよう難聴地域の解消、外国電波による混信の防あつならびに老朽設備の改善、近代化に努める。

一方、建設途上にあるテレビジョンについては、将来の周波数事情をも考慮し、総合・教育兩放送網の早期完成に努力する。

(二) 放送文化が等しく全国民に及ぶより従来の受信料の免除範囲をさらに拡大し、前年度半額免除を実施した有線放送のみによるラジオ受信者三六万に對しては、その特殊な事情にかんがみ全額免除とするほか、貧困な身体障害者世帯四五万に對しても、その経済的、社会的事情を考慮し、ラジオ受信料全額免除の対象とする。

特に、盲人世帯一一万については、盲人にとつてラジオが教養娯樂の源泉として欠くことのできないものであり、また、社会生活に参加する重要な手段となるものであることにかんがみ、貧困であるか否とにかかわらず全額免除とする。

(三) ラジオ・テレビジョン放送番組の刷新、拡充を図ることとし、特にテレビジョンについては、放送時間を延長して教育、教養番組の充実を期するとともに、娯樂番組等についても向上に努める。また、公正かつ迅速な報道を行なうため、取材網の整備強化を図る。

(四) 受信の普及については、低普及地域の開発、テレビジョン共同受信施設対策の積極化および放送の利用促進に努める。特に、放送の利用については、辺地教育の振興に資するため、へき地の小・中学校に對して学校放送テキストの無料配布を行なう。

(五) 受信料の収納方法については、受信者の要望にこたえるため、従来の三か月集金を二か月集金に改めるとともに、受信料前納者に對して割引を実施する。

(六) 国際放送については、諸外国との親善に寄与し、経済、文化の交流に資するため、その拡充を図る。

(七) 放送技術、放送番組の両分野にわたつて、研究機関をいっそう強化し、その成果を広く一般に公開して、わが国放送文化の発達に資する。

(八) これらの事業計画の円滑な遂行と将来における事業の進展を期するため、職員に對する教育訓練の強化、給与の改善等を行なう。

二 建設計画
建設計画については、ラジオ放送網、テレビジョン放送網の建設に三四億四、三〇〇万円、演奏所放送設備の改善、充実に四億九、二〇〇万円、研究施設、一般施設等の整備に一七億五、四〇〇万円、総額九三億八、九〇〇万円をもつて施行する。

(一) ラジオ放送網計画
前年度に引き続き難聴地域の解消と外国電波による混信の防あつのため、名瀬ほか九局の中継放送局の建設、遠別ほか九局の第二放送増設、釧路第一放送局ほか五局の増力を完成し、一局の増力等を進める。また、東京における超大大電力放送局の建設、FM放送実験局の建設についても、前年度に引き続きこれを進める。これらに要する経費は、八億七、五四〇万円である。

(二) テレビジョン放送網計画
総合放送網の全国主要地域に對する置局を完了するとともに、教育放送網のすみやかな全国普及を目標として建設を進める。また、局地的難聴地域に對しては、将来の周波数事情をも考慮して置局を推進し、極力その解消に努める。すなわち、総合テレビジョン局においては、稚内ほか六局の建設を完成するとともに、一局の建設に着手し、教育テレビジョン局においては、青森ほか一三局の建設を完成するほか、一一局の建設に着手する。また、局地的難聴地域の救済を図るため、人吉ほか三九局の小電力局建設を完成し、一〇局の建設に着手する。このほか、札幌総合放送局の増力等を進める。これらに要する経費は、二五億六、七六〇万円である。

(三) 演奏所整備計画
ラジオ・テレビジョン放送網の進展ならびにテレビジョン放送時間の拡充に即応して演奏所の整備を図るとともに、老朽、陳腐化施設の取り替え、改善を行なうこととし、東京においては、きたるべきオリムピックを目標としての施設の整備を進める。これらに要する経費は、三三億四、七〇〇万円である。

(四) 放送設備整備計画
ラジオにおいては、良質放送達成のため、音声調整設備、中継放送機器等の老朽設備の改善と近代化を進め、テレビジョンにおいては、番組内容の向上とローカル放送の充実を図るため、録音・送信設備、撮影設備等の各種放送設備の整備を行なう。これらに要する経費は、九億四、五〇〇万円である。

(五) 研究施設、一般施設その他の整備計画
放送技術、放送番組の調査研究の重要性にかんがみ、研究設備、機器の整備を行なうとともに、一般施設については、業務の進展に即応して施設の改善、合理化を図る。

三 事業運営計画
(一) 要員および給与
定員としては、前年度二一、八六五人に對し、設備の増加、受信契約者の増加等による人員増六八九人のほか、本年度事業拡充計画の実施に伴う増員五八一人を予定し、総員一三、一三五五人である。これに對する給与の総額は、八七億二、七三二万九千円である。

(二) 国内放送
ア 放送番組については、ラジオにおいて番組内容を刷新し、テレビジョンにおいては、総合放送二時間、教育放送一時間三〇分の時間増を行なうとともに、ローカル番組の拡充を図ることとし、総額七〇億七、〇三万八千円をもつて実施する。すなわち、ラジオ番組制作に二六億四、六五六万円、テレビジョン番組の制作に三四億五、七一九万二千円、番組の編成企画その他に九億三、二八万六千円である。

イ 放送施設の保守運用については、極力合理化を図ることとするが、設備の増加等により、前年度一七億七、九六〇万四千円に對し、三億五、五一四万三千円の増額となり、総額二億二、四七四万七千円である。

ウ 通信施設関係については、

昭和三十六年三月二十三日 衆議院會議録第十八号 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めめるの件

昭和三十六年三月二十三日 衆議院會議録第十八号 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件

専用回線数ならびに専用時間の増加、回線規格の向上等により、前年度一三億六、八五十一万円に対し、四億六、五七十一万円の増額となり、総額二億七、五〇八万一千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度一〇二億三、二七〇万円に対し、一六億七、四一六万六千円の増額となり、総額一九億六、八六六千円である。

国際放送については、従来の送信方向を一方向、送信時間を三時間増加して、一八方向三二時間の放送を行なうほか、主要送信方向に対する使用周波数の増加等により、前年度三億二、五七三万四千円に対し、七、一九九七千円の増額となり、総額三億九、六九三万一千円である。

業務関係 業務関係については、極力受信者の維持増加に努めるとともに、放送番組の周知を徹底し、特に教育面への利用を促進する。また、受信料の収納方法については、三か月集金を二か月集金に改め、さらに、六か月分および一か年分の受信料前納者に対しては、それぞれ割引を実施して、受信者へのサービスの改善と収納率の向上を図る。このため、前年度二億八、五一四万五千円に対し、七億八、四八七万三千円の増額となり、総額三〇億七、〇〇一万八

千円である。すなわち、普及および受信改善関係に七億七、六五六万一千円、契約収納関係に二億九、三四五万七千円である。

管理関係については、業務の合理化により、極力経費の節約に努めるとするが、設備の増加等に伴う必要経費を予定するほか、職員教育訓練の強化と職員退職手当の資金積立を実施する。このため、前年度二億八、九七二万二千円に対し、九億三、七八五万九千円の増額となり、総額三億八、七五七万一千円である。

すなわち、一般管理費に七億七、五八五万九千円、舎屋の維持運用に六億九、四八七万一千円、社会保険、職員の厚生保健に二億二、四二二万二千円、退職手当その他に二億三、六五九万九千円である。

調査研究関係 調査研究関係において、番組関係において、番組編成の研究、放送効果の調査研究を行ない、技術関係において、カラーテレビジョン、UHF放送、テレビジョン国際中継等の研究を重点的に行なう。このため、前年度八億一、四七六万一千円に対し、三、九七二万六千円増額となり、総額八億五、四四七万七千円である。

費三〇億八、〇〇〇万円、未収受信料欠損償却、支払利息等の関連経費一七億九、二〇九万八千円、および予備金三億五、〇〇〇万円を計上するが、このうち、減価償却については、特別

償却を吸収して減価の速度に即応した合理的償却を実施する。また、建設計画の積極的推進と資本の充実を図るため、受信料収入から九億三、〇〇〇万円を建設費に充当する。

昭和三十六年度資金計画 昭和三十六年度収支予算ならびに事業計画に基づく本年度における資金計画は、次のとおりである。一 本年度の入金額は、受信料収入については、ラジオ

四 受信契約者見込数 (ラジオ)

(一) 有料契約者見込数

区	分	昭和三十六年度	昭和三十五年度	増	減
区	年度初頭契約者数	11,150,000	11,551,000	▲	1,401,000
	年度内新規契約者数	9,620,000	1,700,000	▲	3,000,000
	年度内廃止契約者数	3,000,000	2,250,000	▲	750,000
年度内増加契約者数		▲	▲	▲	750,000
年度内増加免除者数		7,600,000	7,700,000		780,000

(二) 受信料免除者見込数

区	分	昭和三十六年度	昭和三十五年度	増	減
区	年度初頭免除者数	6,000,000	6,200,000		200,000
	年度内新規免除者数	7,000,000	2,900,000		7,000,000
	年度内廃止免除者数	4,000,000	1,800,000		2,200,000
年度内増加免除者数		7,600,000	7,700,000		780,000

(二) 受信料免除者見込数

区	分	昭和三十六年度	昭和三十五年度	増	減
区	年度初頭契約者数	6,300,000	4,150,000		2,150,000
	年度内新規契約者数	2,700,000	2,700,000	▲	0
	年度内廃止契約者数	2,000,000	5,000,000		1,700,000
年度内増加契約者数		2,000,000	2,000,000	▲	2,000,000

(一) 有料契約者見込数

区	分	昭和三十六年度	昭和三十五年度	増	減
区	年度初頭免除者数	7,000	14,000		3,000
	年度内新規免除者数	1,100	2,800		3,000
	年度内廃止免除者数	100	100		0
年度内増加免除者数		1,000	1,000		1,000

このほか、国際放送関係政府交付金一億三〇七万円、選挙放送関係交付金三六万円、受入利息、巡回相談等の雑収入二億二、四四一万円、長期借入金一三億六、〇〇〇万円、放送債券四〇億円による入金三九億二、〇〇〇万円、固定資産売却金一、九〇〇万円、放送債券返済法定積立金からのれい入額一億六八〇万円、その他仮受金、前受金等一億九、五〇〇万円、計五九億二、八六四万円を見込む。

以上、入金額合計は、四二億六八六万三千円である。

二 本年度の出金額は、事業経費二八七億六、三一八万二千円、放送設備建設改修費九三億八、九〇〇万円、放送債券返済金一億六八〇万円、長期借入金返済金九億三二六万円、放送債券返

濟法定積立金一三億一八二万円、予備金三億五、〇〇〇万円、その他放送債券利息、差入保証金等一三億一、〇一万一千円を合わせ、合計四二億二、四九七万三千円である。

三 資金の需要および調達を四半期にみれば、別表のとおりである。

別表

区分	単位千円				合計
	第一・四半期	第二・四半期	第三・四半期	第四・四半期	
一 前期繰越金	三〇〇,〇〇〇	三六六,六六六	三六六,六六六	三六六,六六六	一,三〇〇,〇〇〇
二 収入	九六,九六九	一〇,三三三	二,三三三	〇,九〇七	一一〇,五四二
受 信 料	八五,九三〇	八,八七三	九,二三四	九,五五九	一一〇,五四二
(ラジオ)	二五,九三〇	二,四九三	二,三三三	二,六六六	三三,四二二
(テレビジョン)	六〇,〇〇〇	六,三八〇	六,九〇一	六,八九三	七六,五〇〇
放 送 債 券	九,〇〇〇	一,四六〇	一,〇三〇	一,〇〇〇	二二,四九〇
長期借入金	〇	〇	〇	〇	〇
交付金収入	三,九六〇	三,九六〇	三,九六〇	三,九六〇	一五,八四〇
雑 収 入	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	二〇,〇〇〇
固定資産売却代金	四,〇〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	一六,〇〇〇
放送債券返済金戻入	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	一二,〇〇〇
その他の収入	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	一二,〇〇〇
二 支出	九六,九六九	一〇,三三三	二,三三三	〇,九〇七	一一〇,五四二
事業 経 費	七二,〇七五	六,八四四	七,九七九	六,八二二	八三,七二〇
放送設備建設改修費	一,八四四,〇〇〇	二,四六六,〇〇〇	二,七四四,〇〇〇	二,九五九,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇
放送債券返済	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇
長期借入金返済	二〇〇,七六六	二〇〇,七六六	二〇〇,七六六	二〇〇,七六六	八〇〇,〇〇〇
法定積立金	〇	〇	〇	〇	〇
予 備 金	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一二〇,〇〇〇
その他の支出	三三,七七五	三三,七七五	三三,七七五	三三,七七五	一三六,〇〇〇
四 後期繰越金	三六六,六六六	三六六,六六六	三六六,六六六	三六六,六六六	一,三〇〇,〇〇〇

日本放送協会昭和三十六年度収支予算、事業計画及び資金計画に対する意見書

昭和三十六年三月 郵政大臣

意見書

日本放送協会昭和三十六年度収支予算、事業計画及び資金計画について、これらを通じ、次のとおり意見を付す。

一 建設計画については、受信困難な地域の救済、教育テレビジョン放送の普及及び放送番組の充実を図るため、小電力局の新設、既設局の増力、教育テレビジョン放送網の拡充及び演奏設備等施設の改善を行なうこととしているが、受信難の解消及び教育テレビジョン放送の利用に対する公衆の強い要望並びに放送番組に關する受信者の多角的欲求に應ずるものとして適切な措置であり、また、日本放送協会(以下「協会」という)の財政的能力に照らしても、妥当な規模のものとして認められる。なお、テレビジョン放送の空白地域を補完するための計画については、特に施策の積極的な推進を期待する。

二 事業運営の計画については、国内放送番組の充実、低普及地域の開発、受信料免除範囲の拡大、受信料徴収方法の改善、国際放送の拡充、調査研究の強化等をその重点としているが、いずれも協会の任務に照らし、当年度に遂行すべき業務として適切なものと認められる。これらのうち、

(1) 受信料免除範囲の拡大については、標準放送の受信料につき財政の許す限度で大幅にこれを広げようとするものであつて、社会的、経済的事情にかかわらず、国民ひとしく放送の利益を享受しうるより措置すべき免除制度の目的にも合致し、前記放送網の拡充とあいまつて、放送の普及に資するため適切な措置である。

(2) 国内放送番組については、協会の任務にかんがみ、標準放送、テレビジョン放送の別なく十全なサービスを供給するとともに公正適切な放送の実施についても特段の配慮を要するものと考えらる。

(3) 教育テレビジョン放送については、協会固有の公共的責務にかんがみ、前記放送網の拡充を図るほか番組の充実と格段の努力を傾け、テレビジョン放送の教育的効用を発揮すべきものと考えらる。

三 受信契約者数の見込み、受信料月額の設定、経費予定額の配分、資金の調達及び支出計画等財政計画については、当年度事業計画の規模に照応しておおむね妥当と認められる。しかしながら、

(1) 受信料については、テレビジョン放送受信契約者の増加のすう勢、標準放送受信契約者の急速な減少傾向、事業進展の見通し、受信者負担の公平等をあわせ考慮し、昭和三十七年度実施を目標として、安定的な料金体系の確立につき根本的検討を行なう必要がある。また、

(2) テレビジョン放送受信料収入の増加の勢いも漸次鈍化におもむくものと考えられる一方、建設資金に係る財政負担の増加及び事業規模の拡大に伴う支出の増大が予測されることにかんがみ、もし、当年度において収入がその予定額を上回ることとなつた場合には、つとめてこれを長期負債の返還に充当すること等により事業運営に対する財政的基礎の確立に資することが望ましい。

理 由

日本放送協会から郵政大臣に提出のあつた同協会昭和三十六年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第三十七條第二項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなつてゐるからである。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。通信委員長山手満男君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔山手満男君登壇〕

○山手満男君 ただいま議題となりました、放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めらるる件に關して、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本議案は、日本放送協会の昭和三十六年度収支予算、事業計画及び資金計画につき国会の承認を求めらるるために、去る三月九日、内閣より提出されたものであります。

議案の内容を概略御説明申し上げますと、昭和三十六年度における事業計画は、昭和三十三年を起点とする放送事業五カ年計画の一環としてその早期達成を期し、計画の重点を、ラジオ放送における難聴地域の解消、混信の防遏、老朽設備の改善、テレビジョン放送における総合、教育両放送網の早期完成、ラジオ及びテレビ番組の刷新、拡充、国際放送の拡充、受信料免除範囲の拡大、集金制度の合理化等、受信者対策の強化、技術、番組分野にお

昭和三十六年三月二十三日 衆議院會議録第十八号

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めらるる件

昭和三十六年三月二十三日 衆議院會議第十八号 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件 開拓融資保証法の一部を改正する法律案

三五〇

ける研究の推進等に置いておられます。次に、収支予算におきましては、収入支出ともに総額四百五十六億八千五百六万円を予定しておりますが、これを前年度と比較すれば、収支ともに八十三億八千六百十三万七千円増加となっております。なお、受信料については、前年度と同額の、ラジオ月額八十五円、テレビ月額三百円といたしてあります。

次に、資金計画は、収支予算及び事業計画に照応する資金の出入に関する計画であります。右の収支予算等について、郵政大臣は、これをおおむね妥当なものとする旨の意見書を付しております。

以上が本議案の内容であります。通信委員会におきましては、三月九日本案の付託を受け、翌十日以降数次にわたって会議を開き、政府当局の説明を聴取し、質疑を行なつたほか、特に参考人として日本放送協会の会長、副会長及び理事の出席を求め、慎重審議を重ねたのでありますが、質疑応答の詳細については、すべて委員会議録によつて御承知願いたいと思ひます。

かくして、委員会は、三月二十二日質疑を終了し、引き続き討論を行なつたのでありますが、その際、自由民主党を代表して秋田大助君、日本社会党を代表して森本靖君、民主社会党を代表して受田新吉君は、いずれも本案に賛成、日本共産党を代表して谷口善太

郎君は反対の意見を述べられ、次いで採決の結果、多数をもって本議案はこれに承認を与へべきものと議決をした次第であります。

なお、委員会は、委員大上君の動議により、本件審査の過程における論議の動向に照らし、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同提案にかかる次の附帯決議を全会一致をもって議決いたしましたのであります。

附帯決議

政府並びに日本放送協会当局は、次に掲げる事項の達成に努むべきである。

- 一、最近におけるテレビジョン並びにラジオ受信契約数の変動にかんがみ、速やかに、現行受信料制度及び受信料の額につき再検討を遂げ、来年度以降、適正な受信料制度の確立を期すること。
- 二、速やかに、テレビジョン及びラジオの難視聴地域の解消を図り、公共放送全国普及の実を挙げることに。
- 三、経営の改善、経費の節減を図り、協会従業員の待遇の刷新に努めること。

右決議する
これをもって報告を終わります。
(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。
○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○田邊國男君 議事日程の追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、開拓融資保証法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。
開拓融資保証法の一部を改正する法律案を議題といたします。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和三十六年二月二十八日
内閣総理大臣 池田 勇人

開拓融資保証法の一部を改正する法律案
開拓融資保証法(昭和二十八年法律)

律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第五条第二項中「四億九千万円」を「五億四千万円」に改める。
附則
この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由
開拓者の必要とする経営資金等の融通を円滑にするため、中央開拓融資保証協会に対する政府からの出資金を五千万円増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事秋山利恭君。
〔報告書は会議録掲載に掲載〕
〔秋山利恭君登壇〕

○秋山利恭君 たいま議題となりました。内閣提出、開拓融資保証法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

政府は、開拓者が必要とする肥料、中小家畜、飼料等の購入のための中短期営農資金の融通を円滑ならしめるため、昭和三十五年度までに、中央開拓融資保証協会に対して四億九千万円の出資をして参つたのであります。しかしながら、その後における開拓者のこ

れら資金の需要はますます増大している実情にかんがみまして、昭和三十六年度においても、一般会計からさらに五千万円の追加出資を行ない、その出資金を五億四千万円にしようとするものであります。

本案は、二月二十八日付託され、三月二日提案理由の説明を聴取し、三月二十二日及び二十三日質疑を行ない、二十三日質疑を終了し、討論を省略して採決いたしましたところ、全員一致をもって原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しましては、開拓金融制度全般にわたる根本対策の確立、開拓者の政府資金以外の負債償還条件の緩和、開拓融資保証制度の拡充強化等をはかる趣旨の附帯決議が付された次第であります。

以上をもって報告を終わります。
(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。
本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

○議長(清瀬一郎君) この際、さきにあと回しいたしました本日の日程第一に入ります。

日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

日程第一、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和三十六年三月十七日

提出者

地方行政 濱田 幸雄
委員長

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中、「地方公共団体」を「及び都道府県」に改め、同条中「地方公共団体」を「都道府県」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合のほか、水難、山岳

における遭難、交通事故その他の変事により人の生命に危険が及び又は危険が及ぼうとしている場合に、自らの危険をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たつた者(法令の規定に基づいて救助に当たつた者その他政令で定める者を除く)がそのため災害を受けたときも、同項と同様とする。

第三条第一項中「地方公共団体」を「都道府県」に改め、同条第二項中「当該都道府県公安委員会の属する地方公共団体」を「当該都道府県公安委員会が置かれている都道府県」に改め、同条第四項中「又は被害者の救助に当たつたこと」を「若しくは被害者の救助に当たつたこと又は前条第二項に規定する人命の救助に当たつたこと」に、「救助に当たつた場所を管轄する都道府県警察が置かれている地方公共団体」を「救助に当たつた場所の存する都道府県」に改める。

第四条第二項中「地方公共団体」を「都道府県」に改める。
第五条第一項第五号を削る。
第六条第二項、第七条及び第八条中「地方公共団体」を「都道府県」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 海上保安官に協力援助した者等

の災害給付に関する法律(昭和二十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
第七条中「地方公共団体」を「都道府県」に改める。

理由
水難、山岳における遭難、交通事故その他の変事に際し、自らの危険をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たつたため災害を受けた者に対しても災害給付を行なうことができることにするとともに、打切給付の制度を廃止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約百五十万円の見込みである。

○議長(清瀬一郎君) 提出者の趣旨弁明を許します。地方行政委員長濱田幸雄君。

濱田幸雄君登壇
「濱田幸雄君登壇」
たゞい議案となりました。警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党の合意に基づき成案を得、国会法第五十条の二の規定

により、地方行政委員会の提出にかかるとなる法律案として提出せられたものであります。以下、その提案の理由並びに内容の概要について御説明申し上げます。

御承知のごとく、現行の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律におきまして、その対象となります者は、第一に、職務執行中の警察官に協力援助したため災害を受けた者、第二に、警察官がその現場にいな

い場合において、職務によらないで、みずから殺人、傷害等の現行犯人の逮捕または被害者の救助に当たつたため災害を受けた者に限られております。ところが、他の法律の場合におきましては、広く犯罪に関係のない火災とか海難等に際し、消防吏員及び団員や海上保安官がいな場合でも、職務によらないで人命救助に挺身したため災害を受けた場合におきましては、それぞれ法の定めるところにより公的な救済措置が講ぜられておる実情であります。

そこで、今回本法を改正して、水難等の変事に際し、警察官がいな場合でも、職務によらないで人命救助に当たつた者がそのため災害を受けたときには、本人及びその遺族に対し必要と認められる給付を行ない、このよう勇敢な行為に対する公的な救済手段を確立しようとする次第であります。この法案が成立することにより、人命救助に關してのこれまでの盲点が克服さ

れ、今後は、この種事案の発生について全面的に救済手段が講ぜられることとなるわけであり、以上がこの法律案を提出する理由であります。

次に、本案の内容について申し上げます。

第一は、警察官がいな場合でも、水難、山岳遭難、交通事故その他の変事に際し、職務によらないで、みずから危険を顧みず人命の救助に当たつたため災害を受けた者に対しては、給付を行なうことができるようにしたことであり、

第二は、国家公務員災害補償法の一部改正に対応して、給付の種類のうち切り給付を廃止し、疾病の継続する限り療養給付を行なえるように改善したことであり、

右のほか、この法律の施行の日を公布の日からとしております。

本案施行に要する経費の総額は約三百万円の見込みであり、国はその半額に相当する約百五十万円を都道府県警察に対する国の補助金として予算に計上しておりますが、政府は、この点について了承するとともに、本案の成立に賛成の意を表しております。

なお、本案立案の過程におきまして、委員より、現行の給付基礎額を引き上げるべきではないか、また、政令における給付対象の排除の規定については再検討を加えるべき点があるので

三五一

昭和三十六年三月二十三日 衆議院會議第十八号 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案 胡説を省略した議長の報告

はないかとの意見が述べられたのでありまして、政府が政令の改正を行なわれるにあたっては、本法の立法趣旨にもかんがみ、これらの諸点について善処せられんことを要望いたします。

本法は、昭和二十七年、第十三回国会において、議員立法をもって制定され、その後、昭和三十四年の第三十一回国会におきましても衆議院地方行政委員会提案の法律案としてその一部改正が行なわれた経過にかんがみ、今回の改正もまた委員会提案といたした次第であります。

以上が本案提案の理由及びその内容の概要であります。すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十七分散会

出席國務大臣

労働大臣 石田 博英君

自治大臣 安井 謙君

出席政府委員

大蔵政務次官 大久保武雄君

文部政務次官 額田 彌三君

農林政務次官 井原 岸高君

郵政政務次官 森山 欽司君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る十七日、本院は原子力委員会委員に駒形作次君及び西村熊雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(報告書受領)

一、去る十七日、内閣を経由して首都圏整備委員会委員長中村梅吉君から、首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第十五条の規定に基づく首都圏整備計画作成及び実施状況報告書を受領した。

(通知書受領)

一、去る二十日、横田最高裁判所長官から清瀬議長宛、議員福田繁芳君の刑事被告事件は上告棄却の決定に対する異議申立棄却の決定があり、去る三月十七日確定した旨の通知書を受領した。

一、昨二十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。通行税法の一部を改正する法律

有価証券取引税法の一部を改正する法律。

国民金融公庫法の一部を改正する法律。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律。

港湾整備緊急措置法

(議員退職)

一、香川県第二区選出議員福田繁芳君は、刑事被告事件について、最高裁判所の上告棄却の決定に対する異議申立棄却の決定があり、去る三月十七日確定したので、同日退職者となつた。

(理事補欠選任)

一、昨二十二日、議院運営委員長において、次の通り理事の補欠を指名した。

理事 前田榮之助君(理事渡辺惣蔵君昨二十二日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る十六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 中山 マサ君
社会労働委員 福田 繁芳君
一、去る十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 原 健三郎君 浦野 幸男君
外務委員 稻村 隆一君 田原 春次君
大蔵委員

高田 富與君 藤井 勝志君
有馬 輝武君 田原 春次君
春日 一幸君 浦野 幸男君
前田 義雄君 稻村 隆一君
橋崎弥之助君 井堀 繁雄君
文教委員 鈴木 義男君 受田 新吉君
社会労働委員 吉村 吉雄君 井堀 繁雄君
春日 一幸君
農林水産委員 橋崎弥之助君 山田 長司君
有馬 輝武君 川俣 清吉君
商工委員 遠藤 三郎君 佐藤虎次郎君
運輸委員 浦野 幸男君 矢尾喜三郎君
原 健三郎君
通信委員 受田 新吉君 鈴木 義男君
予算委員 倉石 忠雄君 櫻内 義雄君
遠藤 三郎君 高田 富與君
一、去る十八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 谷垣 專一君
農林水産委員 亀岡 高夫君
一、去る二十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

社会労働委員 加藤常太郎君 増田甲子七君
運輸委員 佐々木義武君 關谷 勝利君
増田甲子七君 岡田 修一君
加藤常太郎君 田澤 吉郎君
予算委員 倉石 忠雄君 關谷 勝利君
一、昨二十二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 佐々木義武君 受田 新吉君
岡田 修一君
地方行政委員 亀岡 高夫君 谷垣 專一君
外務委員 愛知 揆一君 橋本 龍伍君
大蔵委員 岡田 修一君 佐々木義武君
文教委員 鈴木 義男君
農林水産委員 谷垣 專一君 玉置 一徳君
龜岡 高夫君 田中幾三郎君
運輸委員 島上善五郎君
建設委員 兒玉 末男君 田中幾三郎君
玉置 一徳君 渡辺 惣蔵君
議院運営委員
一、去る十六日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員

田原 春次君 稻村 隆一君
大蔵委員 前田 義雄君 浦野 幸男君
榑崎弥之助君 稻村 隆一君
井堀 繁雄君 藤井 勝志君
高田 富與君 田原 春次君
有馬 輝武君 春日 一幸君
文教委員 受田 新吉君 鈴木 義男君
社会労働委員 矢尾喜三郎君 春日 一幸君
井堀 繁雄君
農林水産委員 有馬 輝武君 川俣 清音君
榑崎弥之助君 山田 長司君
商工委員 佐藤虎次郎君 遠藤 三郎君
運輸委員 原 健三郎君 吉村 吉雄君
浦野 幸男君
通信委員 鈴木 義男君 受田 新吉君
予算委員 遠藤 三郎君 高田 富與君
倉石 忠雄君 櫻内 義雄君
去る十八日、議長において、次の
通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 龜岡 高夫君
農林水産委員 谷垣 專一君
去る二十日、議長において、次の
通り常任委員の補欠を指名した。

社会労働委員

増田甲子七君 加藤常太郎君
運輸委員 岡田 修一君 田澤 吉郎君
加藤常太郎君 佐々木義武君
増田甲子七君 關谷 勝利君
予算委員 關谷 勝利君 倉石 忠雄君
一、昨二十二日、議長において、次の
通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 谷垣 專一君 龜岡 高夫君
外務委員 橋本 龍伍君 愛知 揆一君
大蔵委員 佐々木義武君 岡田 修一君
文教委員 受田 新吉君
農林水産委員 龜岡 高夫君 田中幾三郎君
谷垣 專一君 玉置 一徳君
運輸委員 兒玉 末男君
建設委員 島上善五郎君 玉置 一徳君
田中幾三郎君 前田榮之助君
議院運営委員
(常任委員退職)
一、去る十七日、外務委員福田繁芳君
は退職者となった。
(議案提出)
一、去る十七日委員長から提出した議

案は次の通りである。

警察官の職務に協力援助した者の災
害給付に関する法律の一部を改正す
る法律案(地方行政委員長提出)
一、去る十八日議員から提出した議案
は次の通りである。
学校教育法の一部を改正する法律案
(山中吾郎君外九名提出)
一、去る十八日内閣から提出した議案
は次の通りである。
国家公務員等退職手当法の一部を改
正する法律案
大阪港及び堺港並びにその臨港地域
の整備のため発行される外貨地方債
証券に関する特別措置法案
地方財政法の一部を改正する法律案
一、去る二十日内閣から提出した議案
は次の通りである。
国家公務員共済組合法等の一部を改
正する法律案
税理士法の一部を改正する法律案
臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正す
る法律案
一、昨二十二日議員から提出した議案
は次の通りである。
最低賃金法案(成田知己君外十二名
提出)
(議案受領)
一、去る十七日、予備審査のため参議
院から送付された次の議案を受領し
た。
労働関係訴訟における労働組合の当
事者適格に関する法律案

案は次の通りである。
一、昨二十二日参議院から受領した内
閣提出案は次の通りである。
消防組織法の一部を改正する法律案
(議案付託)
一、去る十七日、予備審査のため参議
院から送付された議案は次の委員会
に付託された。
労働関係訴訟における労働組合の当
事者適格に関する法律案(棚橋小虎
君外二名提出、参法第一〇号)(予
法務委員会 付託
一、去る十八日委員会に付託された議
案は次の通りである。
地方財政法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一五八号)
地方行政委員会 付託
国家公務員等退職手当法の一部を改
正する法律案(内閣提出第一五六号)
大阪港及び堺港並びにその臨港地域
の整備のため発行される外貨地方債
証券に関する特別措置法案(内閣提
出第一五七号)
以上二件 大蔵委員会 付託
一、去る二十日委員会に付託された議
案は次の通りである。
国家公務員共済組合法等の一部を改
正する法律案(内閣提出第一五九号)
税理士法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一六〇号)
以上二件 大蔵委員会 付託
臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第一六一号)
商工委員会 付託

案は次の通りである。

一、昨二十二日委員会に付託された議
案は次の通りである。
消防組織法の一部を改正する法律案
(内閣提出第六五号)(参議院送付)
地方行政委員会 付託
学校教育法の一部を改正する法律案
(山中吾郎君外九名提出、衆法第一
四号)
文教委員会 付託
(条約送付)
一、去る十七日参議院に送付した条約
は次の通りである。
移住及び植民に関する日本国とブラ
ジル合衆国との間の協定の締結につ
いて承認を求めるの件
(議案送付)
一、去る十七日参議院に送付した内閣
提出案は次の通りである。
森林火災保険特別会計法の一部を改
正する法律案
国立病院特別会計法の一部を改正す
る法律案
果樹農業振興特別措置法案
科学技術会議設置法の一部を改正す
る法律案
原子力委員会設置法の一部を改正す
る法律案
海上保安庁法の一部を改正する法律
案
運輸省設置法の一部を改正する法律
案
裁判所職員定員法の一部を改正する
法律案
所得税法の一部を改正する法律案

案は次の通りである。
一、昨二十二日参議院に送付した内閣
提出案は次の通りである。
森林火災保険特別会計法の一部を改
正する法律案
国立病院特別会計法の一部を改正す
る法律案
果樹農業振興特別措置法案
科学技術会議設置法の一部を改正す
る法律案
原子力委員会設置法の一部を改正す
る法律案
海上保安庁法の一部を改正する法律
案
運輸省設置法の一部を改正する法律
案
裁判所職員定員法の一部を改正する
法律案
所得税法の一部を改正する法律案

昭和二十六年三月二十三日 衆議院会議録第十八号 朗読を省略した議長の報告

昭和三十六年三月二十三日 衆議院會議第十八号 閣議を省略した議長の報告

法人税法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

一、去る十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

一、昨二十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。
学校教育法の一部を改正する法律案(山中吾郎君外九名提出)

(議案通知書受領)
一、昨二十二日、衆議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
通行税法の一部を改正する法律案
有価証券取引税法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法の一部を改正する法律案
住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案
港湾整備緊急措置法案

(質問書提出)

一、去る十七日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
アメリカの綿製品輸入制限及びギンガム輸出対策に関する質問主意書(田中武夫君提出)

一、去る十八日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
石川県山中町における仮払い金等支出に関する質問主意書(谷口善太郎君提出)

(答弁通知書受領)
一、去る十七日、内閣から、衆議院議員勝岡田清一君提出東富士演習場問題に関する質問に対して、重要な問題を含んでおり、関係省庁で慎重に調査、検討を要するため、昭和三十六年三月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

(答弁書受領)
一、去る十七日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員井堀繁雄君提出公社、公団及び事業団の性格に関する質問に對する答弁書

公社、公団及び事業団の性格に関する質問主意書
昭和三十六年三月二日
提出者 井堀 繁雄
衆議院議長清瀬一郎殿

公社、公団及び事業団の性格に関する質問主意書
既設、新設予定の公社、公団及び事業団の役員員の性格は公務員であるか、企業体職員であるか、あるいはそれ以外のものか、適用を受ける労働法規は何か、又これら公社、公団及び事業団の機能、責任と権限の範囲、主管大臣との関係、国会との関係についての相違点を明らかにされたい。
右質問する。

昭和三十六年三月十七日
内閣総理大臣 池田 勇人
衆議院議長清瀬一郎殿
衆議院議員井堀繁雄君提出公社、公団及び事業団の性格に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員井堀繁雄君提出公社、公団及び事業団の性格に関する質問に對する答弁書
一 検討の対象とした公社、公団及び事業団
この答弁書において検討の対象とした公社、公団及び事業団は、既設のものとしては、
(1) 公社 日本国有鉄道、日本専売公社及び日本電信電話公社並びに原子燃料公社

(2) 公団 日本住宅公団、日本道路公団、首都高速道路公団、国内旅客船公団、愛知用水公団、農地開発機械公団及び森林開発公団
(3) 事業団 労働福祉事業団、中小企業退職金共済事業団、鉱害復旧事業団、石炭鉱業合理化事業団及び日本蚕繭事業団
新設予定のものとしては、
年金福祉事業団、雇用促進事業団、新技術開発事業団及び畜産振興事業団である。

二 役員員の性格
公社、公団及び事業団を通じて、その役員員は、いずれも国家公務員ではなく、国家公務員法の適用はないが、鉱害復旧事業団の役員員を除いては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する者(又は職員)とみなされている。なお、鉱害復旧事業団の役員員については、取締罪の特別規定が設けられている。
企業体職員という法令上の用語はないが、公共企業体等労働関係法にいう公共企業体の職員という意味であれば、日本国有鉄道、日本専売公社及び日本電信電話公社(以下「三公社」という)の職員が

これに該当する。
三 職員に對する労働法規の適用
三公社以外の公社、公団及び事業団の職員については、一般民間労働者と同じように、労働基準法、労働組合法及び労働関係調整法のいわゆる労働三法がそのまま適用されるのであるが、三公社の職員には、労働基準法が適用されるほか、労働組合並びに労働関係及びその調整については公共企業体等労働関係法の規制を受け、同法に定めのない事項については労働組合法の定めるところによることになっている。
なお、三公社の職員については、それぞれの公社法において任用の基準、給与、分限、懲戒及び服務の基準について特別の規定が設けられている。

四 機能、責任と権限
(1) 三公社は、鉄道事業、専売事業、公衆電気通信事業等公企業体の経営を目的として、全額政府出資をもつて設立された特別法人で、前述したように労働関係で最も大きな特色を有するほか、公庫とともに予算が国の予算の議決の例により国会の審議を受け、決算も国会に提出される点で国会の直接のコントロールに服し、他の公社、公団及び事業団と大きな相違があり、ま

た、日本国有鉄道においては、所定の役職員をして特別司法警察職員又は鉄道公安職員として

鉄道犯罪の捜査にあたらせることができ、日本専売公社においては国の専売権の実施にあたり、専売法に基づく許可、指定等の権限を有し、また、国税犯則取締法が準用される場合があり、その場合には賦税官吏の職務を公社の役員中主務大臣の指定を受けた者が行なうものとされるほか、立入検査権、強制徴収権を与えられ、日本電信電話公社においては、公衆電気通信法に定められた土地等の使用、一時使用、土地の立入、植物の伐採、線路の移転請求の権限を有する等最も国に近い色彩をもつている。

三公社は、いずれも総裁、副総裁又は理事が代表し、意思決定機関として国鉄には理事会、電々公社には経営委員会があるが、専売公社にはこれに該当する特別の機関はなく、また、国鉄には監査のため監査委員会が設けられている。なお、三公社は、主務大臣の監督に服し、この面において、行政権の系統に属し、主務大臣を通じて国会のコントロールに服するのは、他

の公社、公団及び事業団の場合と同様である、

次に、原子燃料公社は、核原料物質の開発等を目的として設立された全額政府出資の特別法人であるが、三公社と異なり、公共企業体等労働関係法の適用はなく、決算説明書及び財務諸表の国会報告が定められている点において三公社と類似性を有するにすぎず、その性格は、むしろ公団に近いものである。なお、主務大臣の監督に服する点ほかの公社、公団及び事業団と同じであり、主務大臣を通じて国会のコントロールに服する。

(2) 公団は、住宅供給、道路建設、旅客船建造、水資源の総合開発、農地開発機械の効果的運用、林道開設、森林造成等を目的として設立された特別法人であるが、事業の内容に共通性はなく、また、日本道路公団及び国内旅客船公団は全額政府出資であるが、日本住宅公団及び首都高速道路公団は政府と地方公共団体の共同出資によるものである。日本道路公団及び首都高速道路公団については、料金、占用料、負担金等の徴収及び強制徴収がみとめられているほか、道路管理者の権限の一部の

代行がみとめられている。愛知用水公団、農地開発機械公団及び森林開発公団は、事業遂行の機能に対して法人存立の基礎が与えられるいわゆる機能法人であつて、出資に依存せず、政府からの借入金、政府の債務保証を背景とする借入金又は政府の補助金(農地開発機械公団については、補助の規定を欠く)を資金としてその業務が運営されるが、その資金的基盤は、国家的なものといえよう。なお、愛知用水公団及び森林開発公団については、受益者負担金の徴収及びその強制徴収、県の費用負担並びに職員の立入等の権限がみとめられている。

公団は、総裁、理事長、理事等が代表するが日本住宅公団及び首都高速道路公団のように、一定の事項については議決機関として管理委員会の設けられているものがある。また、公団は、主務大臣の監督に服し、主務大臣を通じて国会のコントロールに服することは、公社及び事業団と同じである。

営、雇用の促進、新技術の開発、主要な畜産物価格の安定等を目的として設立された特別法人であつて、その事業の内容には確たる共通性がない。また、このうち、日本蚕繭事業団、石炭鉱業合理化事業団及び新技術開発事業団は、政府全額出資の法人であり、労働福祉事業団及び雇用促進事業団は政府及び地方公共団体の共同出資、畜産振興事業団は政府及び民間の共同出資であるが、その他の事業団は出資を有せず、いわゆる機能法人である。そのうち、中小企業退職金共済事業団は、経費が補助金でまかなわれ、原則として借入金禁止されており、年金福祉事業団は、政府からの借入金及び交付金をもつて業務が運営される。なお、石炭鉱業合理化事業団には採掘権者等からの納付金の徴収及び強制徴収権がみとめられている。鉱害復旧事業団は、出資を有せずその経費が受益者その他の関係者の納付金等によつてまかなわれることとなつており、これについて強制徴収権がみとめられている。

事業団は、理事長、理事等が代表するが、鉱害復旧事業団のように、一定の事項についての

議決機関として評議員会を設けているものがある。

事業団は、主務大臣の監督に服し、主務大臣を通じて国会のコントロールに服することは公社、公団と同じである。

五 所管大臣との関係

(1) 役員の内免 三公社は、役員の内免関係が複雑であるが、その他の公社、公団及び事業団は、総裁、理事長及び監事については、共通して、主務大臣が任免権をもつている。また、一部の公団、事業団のうちには、副理事長、専務理事、理事、管理委員会委員及び評議員について主務大臣が任免するものがある。三公社中、国鉄においては、総裁の内免権は内閣がもち、副総裁及び理事は総裁が主務大臣の認可を受けて任命し、監査委員会委員は主務大臣が任免し、専売公社においては、主務大臣が総裁及び監事を任命し、副総裁及び理事は総裁が主務大臣の認可を受けて任命し、これらの役員の内免権は主務大臣が有し、電々公社においては、総裁及び副総裁を内閣が任免し、監事は経営委員会が任免し、経営委員会の委員は両議院の同意を得て内閣が任免する点において特色を有する。

(2) 主務大臣の認可、承認等

予算決算については、三公社は、国会のコントロールに直接服することは既に述べたところであるが、その他の公社、公団及び事業団においては予算、事業計画及び資金計画について主務大臣の認可を受けることを要し、また、財務諸表についても主務大臣の承認を要するものとされる。

このほか、公社、公団及び事業団は各種の行為、計画等について主務大臣の認可等を受けることが必要とされる場合が多い。

(3) 監督

公社、公団及び事業団は、すべて一般的に主務大臣の監督を受け、主務大臣は、必要な場合には業務に関し必要な監督命令を発しうるものとされている。

六 国会との関係

(1) 三公社については、予算は、主務大臣が所要の調整を行ない、閣議の決定を経て内閣が国会に提出し、その議決を求めることになつており、また、その決算書類を内閣から国会に提出することになつてゐる。なお、電々公社の経営委員会の委員の任命は、両議院の同意を要する

ことは既に述べたとおりである。

(2) 原子燃料公社は、決算説明書及び財務諸表を国会に報告することになつてゐる。

(3) そのほかには、直接に国会との関係を定めたものはないと考えられるが、公社、公団及び事業団はすべて主務大臣の監督に服するので、行政権の系統に属し、主務大臣を通じて国会のコントロールを受けることはいうまでもない。さらに、公社、公団及び事業団は、いずれも特別の法律に基づき設立されたものであり、その運営は法律に従つて行なわれるのであるから、その意味で立法機関たる国会のコントロールを受けることになる。

右答弁する。

明治三十五年 第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円

（位）良買紙は二十円
（配）送料共

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一五五百報課